

議 長	事務局長	次 長	総務係長	書 記

委 員 会 記 録 簿

(開会中)

委員会名	第4回 総務文教常任委員会			
開会日時	令和3年6月22日 9時00分 開会			
	令和3年6月22日 15時22分 閉会			
場 所	第1委員会室			
出席者数	委員定数8名中、出席者8名			
出席委員	山根 温子	武岡 隆文	—	
	南澤 克彦	山本 数博	新田 和明	
	先川 和幸	山本 優	宍戸 邦夫	
欠席委員	—	—	—	
説明のため 出席したもの	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	市 長	石丸 伸二	副 市 長	米村 公男
	教 育 長	永井 初男	総 務 部 長	行森 俊荘
	教 育 次 長	宮本 智雄	企 画 振 興 部 長	猪掛 公詩
	企 画 振 興 部 次 長	徳澤 政秀	財 産 管 理 課 長	稲田 圭介
	総 務 課 長	内藤 道也	情 報 管 理 課 長	竹本 伸治
	教育総務課長兼学校統合推進室長兼給食センター所長	柳川 知昭	学 校 教 育 課 長	内藤 麻妃
	財 政 課 長	高藤 誠	政 策 企 画 課 長	高下 正晴
	地 方 創 生 推 進 課 長	北森 智視	学 校 教 育 課 主 幹	大里 剛
	情 報 管 理 課 課 長 補 佐	安田 勝明	財 政 課 課 長 補 佐	広瀬 信之
	総 務 課 職 員 係 長	船津 晃一	教 育 総 務 課 総 務 係 長	津賀山 泰佑
	給 食 セ ン タ ー 副 所 長	浮田 健治	政 策 企 画 課 企 画 調 整 係 長	森本 貞彦
	地 方 創 生 推 進 課 定 住 促 進 係 長	戸田 邦昭	学 校 教 育 課 主 任 指 導 主 事	熊野 尚子
出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長	森岡 雅昭	議 会 事 務 局 次 長	國岡 浩佑
	総 務 係 主 査	日野 貴恵	—	—
付議事件	(別紙のとおり)			

1. 日程

別紙会議日程のとおり

2. 会議に付した事件

(1) 議案審査【総務部関係】

- ①議案第 33 号 安芸高田市財産区管理会条例
- ②議案第 34 号 安芸高田市財産区管理委員の報酬及び費用弁償等に関する条例
- ③議案第 35 号 安芸高田市本郷財産区基金条例
- ④議案第 36 号 安芸高田市北財産区基金条例
- ⑤議案第 37 号 安芸高田市財産区特別会計設置条例
- ⑥議案第 38 号 安芸高田市坂財産区議会設置条例

(2) 所管事務調査【総務部関係】

- ①安芸高田市人材育成基本方針について
- ②安芸高田市職員のハラスメント防止に関する指針と要綱について

(3) 報告事項【総務部関係】

- ①携帯電波不感地域の状況と今後の取組について
- ②安芸高田市職員定員適正化の方向性について

(4) 議案審査【教育委員会関係】

- ①議案第 46 号 安芸高田市教育委員会委員の定数に関する条例を廃止する条例
- ②議案第 47 号 安芸高田市適応指導教室設置及び管理条例の一部を改正する条例

(5) 所管事務調査【教育委員会関係】

- ①給食センターの運営について

(6) 報告事項【教育委員会関係】

- ①GIGA スクール構想の取組状況について
- ②「みんなの廃校プロジェクト」の応募状況について
- ③安芸高田市学力向上戦略の一部改訂について

(7) 所管事務調査【企画振興部関係】

- ①令和元年度安芸高田市財政分析について
- ②財政運営方針・財政健全化計画について（第 3 次改訂版）
- ③第 2 次安芸高田市総合計画後期基本計画について
- ④JR 芸備線の現状と課題について
- ⑤ふるさと納税の受入れ状況について

(8) 報告事項【企画振興部関係】

- ①第 3 次安芸高田市行政改革推進実施計画令和元年度実績報告について
- ②第 4 次安芸高田市行政改革推進実施計画について

(9) 陳情・要望等審査

①教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2022 年度政府予算に係る意見書提出に関する陳情

(10) その他

①閉会中の継続調査について

3. 議事の経過

【開会 9:00】

○山根委員長	<p>ただいまの出席委員は8名である。定足数に達しているため、これより第4回総務文教常任委員会を開会する。</p> <p>本日の日程は、6月11日の本会議において付託のあった8件の議案審査、8件の所管事務調査、7件の報告事項、陳情・要望等審査1件の審査を行う。</p> <p>議事に先立ち、石丸市長から挨拶を受ける。</p>
○石丸市長	(挨拶)
<p>(1) 議案審査【総務部】</p> <p>①議案第33号 安芸高田市財産区管理会条例</p> <p>②議案第34号 安芸高田市財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p>③議案第35号 安芸高田市本郷財産区基金条例</p> <p>④議案第36号 安芸高田市北財産区基金条例</p> <p>⑤議案第37号 安芸高田市財産区特別会計設置条例</p> <p>⑥議案第38号 安芸高田市坂財産区議会設置条例</p>	
○山根委員長	<p>議案審査を行う。</p> <p>議案第33号「安芸高田市財産区管理会条例」の件から、議案第38号「安芸高田市坂財産区議会設置条例」の件までを一括して執行部より説明を求める。</p>
○行森総務部長	<p>議案第33号「安芸高田市財産区管理会条例」の件から、議案第38号「安芸高田市坂財産区議会設置条例」の6議案を一括して要点の説明をする。</p> <p>この度の条例制定は、市内の9つの財産区のうち8つの財産区の管理形態をこれまでの議会形式から管理会形式として、新たに運用していくものと、坂財産区は、議会形式を継続するため、合併時に暫定施行していた旧町の財産区議会条例を一旦廃止し、新たに市の条例として整備するもの。それぞれの財産区においては、5月中旬に、県知事の発議による財産区議会の廃止条例を議決した。これを受け、それぞれの財産区管理会条例及びその関連条例と坂財産区議会設置条例の制定を提案する。なお、詳細については、担当課長が説明する。</p>
○稲田財産管理課長	<p>それでは、議案書にあわせ、資料の説明をする。</p> <p>1. 財産区議会と財産区管理会の主たる相違点を表にしている。この中で、組織構成だが、昨年12月の全員協議会では、市長が市議会の同意を得て選任すると説明したが、地方自治法において、市議会の同意を求めることが必ずしも必要であると規定されていないため、地域から選出した方を市長が選任することとした。また、権限だが、管理会形式では、議決権はないが、管理会条例第8条に規定</p>

	<p>する事項についての同意を要することと規定している。</p> <p>2. 財産区の管理形態の移行において、9つの財産区の定数、形態、必要な条例、議決機関、発議者の一覧として整理している。これとは別に、特別会計設置条例は、これまで、地方自治法の会計を区分しなければならないとの規定により特別会計としていたが、この度、市の条例制定を受け、改めて整備する。</p> <p>3. 収支予算・決算の審議では、これからの予算・決算の審議における議決機関について表にしている。なお、施行を令和3年7月1日からとしている。</p>
○山根委員長	これより質疑を行う。質疑はないか。
○武岡副委員長	9つの財産区の管理形態が管理会の方に移行していくという事だが、坂財産区については、何故坂だけ管理形態が元のままなのか。
○稲田財産管理課長	坂の財産区については土地の貸出収入等、たくさんの収入源があり、それらを活用してそれぞれ活動をされており、収入がしっかりあるという事で議会制を維持したいという財産区の議員さんの意向である。
○山根委員長	<p>質疑はないか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認め、これをもって質疑を終了する。</p> <p>これより討論を行う。討論はないか。</p> <p>(討論なし)</p> <p>討論なしと認め、討論を終結する。</p> <p>これより、議案第33号「安芸高田市財産区管理会条例」の件から、議案第38号「安芸高田市坂財産区議会設置条例」までの6件を一括して起立により採決する。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求める。</p> <p>(起立多数) ※全員起立</p> <p>起立多数である。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決した。</p> <p>以上で、議案第33号から議案第38号までの6件の審査を終了する。</p>
所管事務調査【総務部】	
① 安芸高田市人材育成基本方針について	
○山根委員長	<p>次に所管事務調査を行う。</p> <p>「安芸高田市人材育成基本方針について」執行部より説明を求める。</p>
○行森総務部長	<p>「世界で一番住みたい」と思えるまち安芸高田市を実現するため平成19年に策定した方針だが、目指す職員像はそのままとし、その構造指針や人材育成に取り組む内容の改定をしている。</p> <p>詳細は総務課長から説明をする。</p>

○内藤総務課長	<p>資料1の2ページに、改定の目的と趣旨を記載している。</p> <p>平成9年の総務省発出の指針において、全国の地方公共団体に人材育成基本方針策定が求められたことから、合併後の平成19年に、「人輝く・安芸高田」を目指すため、目指すべき職員像を「市民とともに、安芸高田市を創り、未来を拓く職員」として人材育成に取り組むべく、安芸高田市人材育成基本方針を策定している。しかし、策定から14年が経過する中で、社会情勢は急激に変化し、地方自治体の担う役割はより一層多様化するとともに、職員定員適正化計画による職員数の削減や人材育成に取り組む、地方公務員法改正による人事評価制度の義務化導入など、職員を取り巻く環境の変化への対応が求められている。そのため、平成19年策定の人材育成基本方針での目指すべき職員像はそのままに行動指針や人材育成に取り組む内容を改定したものである。</p> <p>次に、2に人材育成基本方針の役割を記載している。</p> <p>方針では、人材育成の考え方、施策の方向性、重点的に取り組む事項や内容を決定し、それに基づき、人材育成の具体的な事業内容を実施する。</p> <p>3ページに3、目指す職員像を掲げている。</p> <p>平成19年の基本方針の目指す職員像と3つの行動目標はそのままだが、行動①では、「全体の奉仕者として、法令、条例等を遵守し、高い倫理観と社会的良識を持って行動し、公正な職務の執行に心がける」、行動②では、「市民協働の意識を持ち、前例に捉われることなく、社会情勢の変化を見極め、先見性をもって、全体最適の視点で新しい安芸高田市を創造する」、行動③では、「組織の目標を達成するための仕事を通じて自己成長を目指し、自らが考え、積極的に仕事に取り組む」に行動内容を改定している。</p> <p>4ページでは、先の行動内容の改定に準じて、職員に求められる「必要な意識」を改定している。「必要な能力」はこれまでどおりとしている。</p> <p>5ページでは、職員の階層ごとの役割と能力をまとめている。役職に応じて求めるべき役割と必要な能力を記載している。</p> <p>6ページでは、4、人材育成への総合的な取り組みとしての推進体系図を記載している。また、7ページから9ページには、その具体的な取り組みを記載している。</p>
○山根委員長	これより質疑に入る。質疑はないか。
○南澤委員	7ページの職員を活かす人事管理制度、多様な人材の確保というのがあるが、新卒が入ってくると行政の仕事はずっとするというような感じになると思うのだが、途中で民間企業や、さまざまな経験をした方を登用するという意図はあるか。
○内藤総務課長	現在、本市では4月1日入庁、新人職員という職員の採用につ

	<p>いて秋口から進めている。多様な人材の確保という視点で入れておりますが、現在は新人職員の採用というところで考えている。</p>
○南澤委員	<p>先ほど申した多様な人材の確保という視点から、外部人材や、さまざまな経験を持った方の登用も制度の中に組み込むような検討をして頂ければと思う。</p>
○内藤総務課長	<p>DX でこれからデジタル庁の創設が進んでいる。そういった視点で本市でもデジタル化というのは確実に推進していく必要が出てくるので、人材も必要に応じて確保していくことが大事であると考えている。</p>
○山本（数）委員	<p>7 ページの具体的な取り組みの中に、職員が育つ職場環境づくりというのがあり、その中で女性活躍の推進というのがあるが、環境的に女性が幹部になっていく環境というのが必要と思う。1、2 年で女性が幹部になれるだけの力量がつくとは思えない。やはり何年かかかると思う。女性の活躍というのと言われて久しいが、人事のことなども含めてどのようにするつもりなのか教えてほしい。</p>
○内藤総務課長	<p>女性の活躍、今委員がおっしゃるように、すぐに幹部が育つというわけではない。結果的にだが、既に安芸高田市では、新人採用の中で女性の採用というのも増えてきている。全体の中で 30% を超える女性の割合が増えている。それに準じてではないが、女性職員の係長、課長補佐など幹部職での登用というのも積極的に進めている。市で掲げている幹部職員の割合も 30% という目標を掲げてこれから取り組んでいくよう考えている。積極的な登用も進めて行くというのが組織側の考えである。一方でフォローアップも大事である。新しく幹部になった女性職員については、メンタルヘルスのフォローアップをしたり、近年コロナ禍で行えていないが、研修も積極的に行っていきたいと考えている。</p>
○米村副市長	<p>先ほどの山本委員の発言だが、女性だからといって幹部登用が遅くなるということではないので、男性だろうと女性だろうと関係なく普段の実力そういった経験があれば登用していくので、女性だからというのはちょっとご理解、誤解を持っていただかない様にして頂きたいと思う。</p>
○山本（数）委員	<p>今、副市長は私の思い違いじゃないかというような発言を、女性だからという考えで話したのではなくて、女性の社会進出というのは言われて久しい。育てることが必要だという事を話したのであって女性に対する偏見があって話をしたのではない。組織的にどういう風に育てて、幹部登用していくのかというのを問うただけである。あなたが言われるようなことを思って問うたのではないということだけは言うておく。</p>
○山根委員長	<p>副市長に申し上げる。発言は許可を得てして下さい。</p>

○米村副市長	山本委員が誤った認識を持ったと言っているのではなくて、市としては女性であろうと、男性であろうと同じように登用なり、人材育成を行っておりますということを、私は言いたかったということで、申し訳ない。
○南澤委員	8 ページ、9 ページの職員を伸ばす研修について伺う。OJT、OFF-JT ということで、特に OFF-JT の観点で研修派遣というところが最後にあり、全国的な研修場の利用が想定されていると考えているが、職員が希望したら参加できるようなものか。
○内藤総務課長	9 ページにある研修派遣については広島県であったり、民間企業であったり、そういった所での派遣研修という意味で、こちらの方に記載している。委員ご指摘の JIAM については 8 ページの研修所研修という所に該当するが、これについては希望する職員に、職務に支障がない限り出席をさせたいと思っている。しかし現在ではコロナ禍なので、その状況を考えながら参加の方をさせている状況である。
○南澤委員	希望すれば、なるべく配慮して頂けるということで、この辺の数値目標等は掲げているか。 どれくらい派遣を促すかや、色んなところで勉強してきてほしいというところで目標値などあれば伺う。
○内藤総務課長	目標ということは掲げていない。JIAM の方や、また色々全国には研修センターがある。そのような所から情報提供があり、所属長を通じて情報提供するような形で進めている。
○新田委員	7 ページのジョブローテーションの推進というところをもうちょっと詳しく聞きたい。
○内藤総務課長	ジョブローテーションだが、今、人事の方で行っているのは所属課への職員配置になる。課の中に複数係があり、またどういった事務分掌を行うかというのは、その課の所属長の責任で行っている。長く在籍はするが、係の変更、事務分掌の変更、こういったものをジョブローテしながら人材育成をするという観点でこちらに記載をしている。
○新田委員	市民から、担当が代わって専門的な部分の内容が分からない、理解できない職員さんもいると聞いている。この人は専門的に深く、何を聞いてもこの担当課であれば分かると。その辺も考えがあればお聞きする。
○内藤総務課長	現在、行政を取り巻く環境が、とても厳しいものになっている。また、専門的知識も多分に備えて、市民サービスを実行していく責任がある。一方で本市の人口規模程度の市役所なら、やはり職員が、色々な部署を経験しながら市民サービス提供する役割も担っており、そういう意味ではこのジョブローテーション、大事な事だと思う。事務引継ぎなどで遺漏がないようにマニュアルの

	<p>整備、これは普段からもお願いをしている。また、今後についても整備をし、マニュアル等活用しながら引き継ぎをしっかりとしながらそういった市民サービスの低下を招かないような仕組み作り、これも合わせて行っていく必要があると思う。</p>
○山根委員長	<p>ほかに質疑はないか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認め、これをもって質疑を終了する。</p> <p>以上で「安芸高田市人材育成基本方針について」の調査を終了する。</p>
<p>②安芸高田市職員のハラスメント防止に関する指針と要綱について</p>	
○山根委員長	<p>次に、「安芸高田市職員のハラスメント防止に関する指針と要綱について」を議題とする。執行部より説明を求める。</p>
○行森総務部長	<p>職場におけるハラスメントの防止のための措置、及びハラスメントが行われた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることにより、職員が快適に働く事ができる職場環境を実現することを目的にこれまでの要綱を見直し、新たな指針を定めたので報告する。詳細については担当課長が説明する。</p>
○内藤総務課長	<p>令和2年6月の法の施行により、パワーハラスメント対策が義務化されたことを受け、事業主である安芸高田市は、公務の円滑かつ効率的な推進のため、「安芸高田市職員のハラスメントの防止に関する要綱」、「安芸高田市職員のハラスメント防止等に関する指針」を本年3月に定め、4月1日からスタートしている。スタート初日の4月1日には、庁内グループウェア掲示板及び市ホームページに「ハラスメントのない職場づくりに向けて」と題する、職員のハラスメント防止への市長メッセージを掲載し、市役所内外へ“ハラスメントを発生させない、ハラスメントを許さない職場づくりを目指す”を発信している。</p> <p>次に、(1)に事業主に課されている義務をまとめている。セクシャルハラスメントに関しては平成19年4月から、パワーハラスメントに関しては令和2年6月から、そして3つ目は、いわゆるマタニティハラスメントだが、平成29年1月からそれぞれ措置義務が課されている。これまで、セクシャルハラスメントとマタニティハラスメントの防止に関して要綱を定めていたが、パワーハラスメント防止の義務化により、これらのハラスメント防止対策を強化する目的で、新たに要綱及び指針を定めたものである。</p> <p>次に、(2)に相談等への対応をまとめている。職員からの苦情を含む相談に応じ、適切な対策を講じるために必要な体制を整備することが、法で求められていることから、各種相談窓口を設置している。</p> <p>①職員が対応する相談窓口と②の産業医等が対応する窓口を設</p>

	<p>置している。</p> <p>次に、(3) に新設のハラスメント対策委員会について記載している。委員会は、ハラスメント事案関係を調査し、対応措置を審議し、事案の改善を図るための提言を市長に行う。</p> <p>なお、委員会は記載している 6 人で構成する。</p> <p>最後に (4) の研修について。ハラスメントを防止するためには、ハラスメントに関する基本的な考え方や意識の定着を図ることが重要である。本年度は、会計年度任用職員を含む全職員を対象としたハラスメント研修を実施する予定である。</p> <p>次に資料 2-2、3 月に制定した「要綱」になる。</p> <p>1 ページの第 1 条に目的を、第 2 条に用語の定義を記載している。</p> <p>第 2 条 1 号に“職員”の範囲を記載しているが、「地方公務員法の適用を受ける一般職員及び特別職の常勤職員」と考えており、安芸高田市に任用されている全ての一般職員及び会計年度任用職員と市長、副市長及び教育長が該当する。</p> <p>第 3 条に職員に対する指針の策定を規定し、これにより「安芸高田市職員のハラスメント防止等に関する指針」を作成している。</p> <p>少し飛ぶが、第 7 条では、先に説明した相談窓口について、第 9 条では、ハラスメント対策委員会について規定している。</p> <p>次に資料 2-3、要綱に合わせ策定した「指針」になる。</p> <p>2 ページから 10 ページにかけて、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、いわゆるマタニティハラスメントの各定義や、ハラスメントに該当すると考えられる例などを記載している。</p> <p>11 ページから 13 ページでは、職員の責務や職員の理解について、14 ページから 16 ページでは、先にご説明した相談への対応について記載している。</p> <p>そして、18、19 ページに相談申出からのフロー図を掲載し、相談対応などがどのように進んで行くのかをまとめている。</p>
○山根委員長	これより質疑に入る。質疑はないか。
○新田委員	<p>最近こういった内容の研修については、目で見る、耳で聞くということで動画を使った e ラーニングという研修方法を使っている企業が多いと聞いているが、その辺の導入の考えはないのか。</p> <p>職員が早くこういった実際の事例をドラマ化にして、これがハラスメントだとしっかり分かるので、その辺の考えを伺う。</p>
○内藤総務課長	<p>研修についてのお尋ねかと思うが、研修の方はしっかりとやっていく必要があると考えており、昨年秋に、管理職以上の職員についてはパワーハラスメント研修を、WEB による講義で受けている。今、提案頂いたオンラインのものは、本市の今の各職員がもっている環境ではインターネットにつなぐことができない。1 人</p>

	<p>ずつが自由な時間に閲覧したり、視聴したりしながら検証し、とても効率的、効果的だと思うが、環境的に厳しい部分がある。本市が今、考えているのは講義形式ではあるが、コロナ禍であるので少し工夫をし、一回講義を頂いた物を期日を決めて見て頂けるような仕組みができないかと検討しながら、今後の研修の計画を立てていきたいと考えている。</p>
○新田委員	<p>せっかく DX を推進されるのであれば、お持ちのスマートフォンやご自宅のパソコンで ID とパスワードで侵入して、そこから研修を受ける。ワークライフバランスを総務課長の方も訴えており、自分が好きな時間や、休み中に自由に見る事が可能なので、そこで動画を通して見ていくというのが必要ではないかと考えるが、その辺を伺う。</p>
○石丸市長	<p>ワークライフバランスの観点からは不適切だと考える。休みの時は休み、業務から切り離すのが基本原則だという認識である。</p>
○新田委員	<p>例えば出勤している平日の休憩時間に見る等といったことも難しいのか。</p>
○内藤総務課長	<p>本市において職員が行う研修は、公務と捉えているので、研修も公務の勤務時間中に開催している。休憩時間はやはり休憩を取り、公務に備える時間なのでそういった考えはない。</p>
○新田委員	<p>では、公務の時間帯に大事なことなので、しっかり時間を作ってぜひやって頂きたいと思う。先ほど説明があったが特別職の、市長・副市長また教育長含めて、ハラスメント防止に対してしっかり取り組み、及び対象になると理解した。私も民間の会社にいた時、例えば上司に対してパワーハラを受けた時に、その上司に相談ができないので、私がしていた時には、第3機関に通知が入るような仕組みを取っていた。その辺についての考えを伺う。</p>
○内藤総務課長	<p>この度、これまでの取り組みと大きく変わっているのが相談窓口を広く開設している。特にハラスメント相談員は職員の方から数名選任をしており、総務課の窓口の方へハラスメントの相談をするのはこれまで通りだが、幅広く相談できる体制を整えたと思っている。そういう意味ではパワーハラスメント、上席の職員から受けるというケースが多いかと思うが、相談無しでも近くの相談員の方へ相談をすることが可能となっているので、門戸が広がったと考えている。</p>
○新田委員	<p>最近、社会問題になっている優越的な地位の濫用ということで、総務課長の言う通り、直属の上司に相談できない。自分の同僚なり相談しやすい環境をつくってもらいたいと思う。</p>
○山本（数）委員	<p>3 ページの第9条へハラスメント対策委員会の設置が書いてあるが、ここは組合がある。組合がどう関わり、事案が発生した時は、6人がその中で検討・協議するように書いてあるが、決まっ</p>

	<p>たことの効果がどうなってくるのか。組合がこの組織の関わり方、この6名が決めたことが、どのような効果があるのか伺う。</p>
○内藤総務課長	<p>資料2-2の3ページの第9条になるが、ハラスメント対策委員会の設置を規定しており、委員会の方へ組織する6名の委員、その区分を1号から6号で記載をしている。そのうち、5号6号については、職員団体が推薦をする男性及び女性の職員1名ずつということで、職員団体は安芸高田市職員労働組合を考えているが、そちらの方になる。これについて各職員労働組合が推薦した2名に入ってもらい、先ほど申し上げた審議を行うことを考えている。その結果については、市長に提言を行い、市長がその提言内容を踏まえて次の措置を行うと考えている。</p>
○南澤委員	<p>資料2-1の1ページ目の(4)研修の実施について、今年度は全職員を対象として検証を行うようだが、次年度以降は新入職員を対象に行っていく考え方でよいか。</p>
○内藤総務課長	<p>このハラスメント研修、どの研修も大事な研修である。特にハラスメント研修についてはやはり各々職員の考え方がとても大事になってくると思う。可能な限り全職員を対象とした研修をしたいと毎年思っている。予算の事もあるので、その辺を踏まえながら、実施していきたいと思っている。</p>
○山根委員長	<p>ほかに質疑はないか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認め、これをもって質疑を終了する。</p> <p>以上で、「安芸高田市のハラスメント防止に関する指針と要綱について」の調査を終了する。</p> <p>続いて、報告事項に移る。</p> <p>「携帯電波不感地域の状況と今後の取組みについて」報告を求める。</p>
報告事項【総務部】	
①携帯電波不感地域の状況と今後の取組みについて	
○行森総務部長	<p>携帯電波不感地域の対応については、毎年度国に対し、不感地域の状況の報告、解消要望を行っている。</p> <p>本日は、携帯電波不感地域の現状と今後の取組みについてご報告する。</p> <p>詳細は担当課長よりご説明する。</p>
○竹本情報管理課長	<p>それでは、「携帯電波不感地域の現状と今後の取組みについて」報告する。</p> <p>携帯電波不感地域の現状だが、総務省中国総合通信局からの2020年度末携帯電話のエリア整備に関する調査依頼に基づき、令和3年3月に表にある携帯電波不感地域12地区52世帯について解消要望を行っている。令和2年度には2地区について携帯電波</p>

	<p>不感解消された。今後の取り組みとして、引き続き市内携帯電波不感地域の状況を確認すると共に、各地域からの要望を考慮し、国を通じて携帯電話会社に対し、不感地域の解消要望を行う。</p> <p>以上で、「携帯電波不感地域の現状と今後の取組みについて」の報告を終わる。</p>
○山根委員長	<p>これより質疑に入る。この報告について、不明な点等、質疑はないか。</p>
○新田委員	<p>安芸高田市が関わっている商業地域、例えばエコヴィレッジやほととぎす遊園などは電波が弱いと聞いている。あとはフィッシング高宮の釣り堀に行ってみたが、かなり弱い。その辺の考えを伺う。</p>
○竹本情報管理課長	<p>委員ご指摘のように携帯電話会社が大手4社あるが、それぞれの携帯電波会社で、微弱でも入りますよという風に表示をしている携帯会社もある。実際、どういった部分があるかということに関しては、携帯電話不感地域の方々からの要望等に対して、携帯電話会社の提出する嘆願書の作成を情報管理課でお手伝いできればと思うので、相談頂ければと思う。</p>
○新田委員	<p>理解できた。そういった施設もある地域も含めて、しっかり地域の人に話し、情報管理課へ情報を提供し、嘆願書をあげてもらいたいと思う。</p>
○武岡副委員長	<p>12地区解消されていないところがある。既に地域から要望が出て取り組みをされている地区がほとんどなのか。それとも、全くこれは要望までには至っていないのか。</p>
○竹本情報管理課長	<p>この12地区については、個々にはご相談を頂いている現状ではないが、それぞれの携帯電話会社で、ここは入りませんよというようなエリアとして携帯電話会社も把握しているので、国に中国総合通信局を通じて毎年度現状を報告し、この地域について、携帯電話会社に是正をお願いしている現状である。特段、この地域の方々から直接要望があったということはないが、実際携帯電話のエリアとしても携帯電話会社が「入ります」と言われても、微弱で入らないような状況があれば、情報管理課に地域でまとまって頂いてお話を頂けば、携帯電話会社に直接嘆願書を提出できるような形でお手伝いをさせて頂ければと思う。</p>
○南澤委員	<p>ただいま説明があった、地域でまとまって話を持っていったら情報管理課へということだったが、何世帯くらいか。2世帯とかでも構わないか。</p>
○竹本情報管理課長	<p>実際1世帯でも2世帯でもという部分があるが、その地域の世帯数が少なくても、その地域の道路を使用する方も一緒になって、ここに農地があるので通行するという方も含めて要望をし、まとまった形での嘆願書の提出ということをお手伝いできると思って</p>

	いる。
○山本（数）委員	先ほど、各地域から要望・嘆願と言われたが、この要望・調査で市の方は出していると言われたが、どちらの方が実現性が高いのか。
○竹本情報管理課長	実現性に関しては、携帯電話会社も費用対効果を考えるので、少ない世帯・地域に、新たに基地局を整備するのは、相当な金額がかかるし、なかなか国を通じても、携帯電話会社が動くのは難しい部分があると思うが、地域の実際の状況、災害時には連絡が途絶えるとか、農地や世帯が少なくとも農地で作業する際に事故があった時に、携帯電話通じなかったら問題だという風に、地域の現状を直接嘆願書の方にまとめて出した方が、効果があるのではないかと考えている。もちろんその嘆願書や、地域の方から出た要望に関しても、国の調査の方には盛り込んで国を通じてお願いをして頂ければと思う。
○山根委員長	ほかに質疑はないか。 (なし) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、「携帯電波不感地域の状況と今後の取組みについて」の報告を終了する。 次に、「安芸高田市職員定員適正化の方向性について」の報告を求める。
③安芸高田市職員適正化の方向性について	
○行森総務部長	それでは、「安芸高田市職員定員適正化の方向性について」報告をする。 この報告については、毎年度、当委員会において報告しているが、基本的には計画との比較、また、一定の指標に当てはめた時に、他の自治体と比べて、本市はどのような職員数の状況なのかを毎年検証し、今後の体制や採用計画に反映させていくというものである。
○内藤総務課長	1 ページの安芸高田市の人口と財政から 12 ページの地方公共団体における職員数の現状等までは、各項目における資料について分析結果を記載しているので、説明は割愛する。 13 ページをご覧頂きたい。定員管理の方向性である。 まず、第 4 次職員定員適正化計画の目標職員数と期首職員数だが、表の下から 4 行目、定員適正化計画 B の行は、平成 31 年度から令和 10 年度までの各年度の目標職員数である。平成 31 年度の 368 人で始まり、令和 10 年度には 348 人となる計画である。 次に、表の上から 2 行目、職員数（期首）A の行の 3 年目、令和 3 年 4 月 1 日の期首職員数は 373 人で、目標職員数に比べ 3 人少ない状況である。 次に、14 ページ、職種ごとの職員数と定員適正化計画の目標職

	<p>員数である。平成 15 年度からの職員数の推移と令和 10 年度までの推計を表及びグラフで表している。これまでの計画において、一定程度の削減が進んだことから、今後の計画においては緩やかな減少となっている。</p> <p>次に、15 ページ、年齢別・男女別構成表の比較である。このグラフは、年齢別、男女別構成表を比較したもので、上側のグラフが平成 20 年度、下側のグラフが令和 3 年度である。年齢構成では、平成 20 年度においては、20 歳代の職員が極めて少ない状態だったが、令和 3 年度では 20 歳代も増え、40 歳代前半までは平準化してきている状況である。</p> <p>また、男女別構成では、全体に占める女性の割合は、平成 20 年度は 30.5%だったが、令和 3 年度は 35.7%となっており、女性の割合が 5.2 ポイント増加している。</p>
○山根委員長	<p>これより質疑に入る。この報告について、不明な点等、質疑はないか。</p>
○南澤委員	<p>最後の 15 ページの令和 3 年度の表を下の方で見ると、43 歳以上の職員の数が、それ以下に比べると圧倒的に多い状況である。20 年先を考えると、かなり大きく職員数を減ってくるというのがあらかじめ予想できる。それを踏まえて 13 ページの方で来年度以降、職員の特に 6 年目以降採用者数の数が増えているのかなと考えている。それこそ、中途採用とかも考えて、管理職や、現場を指揮できる人間の採用・登用を考えていかなければいけないことではないかと思うのだが、考えを伺う。</p>
○内藤総務課長	<p>先ほど、委員ご指摘の 6 年目、採用者数が 34 人、40 人と増えてきている。これは内訳をその下に書いているが、再任用者の数がそのまま掲載され、増えてきている状況。現在、年金と雇用の関係で、定年退職をされた職員の方にも、年金支給までの間、再任用という制度の中で働いていただいている。そういった制度の中で定年退職をした方で年金支給までの間、この人数の方々が再任用の可能性のある人数が掲げている。そういった人数が多くなるが、一方で、今般の国会に於いて、国家公務員・地方公務員ともに定年延長が決定している。令和 5 年度から始めて 2 年で 1 歳ずつあがっていくので、今後においても職員の定年退職者の雇用というのは大事になっていくし、一方で管理職についても、役職定年という制度も今回入ってきている。その辺も踏まえていくと、管理職についても、組織としての管理職、活性化が図れてくるので、全体の中での割合を見ながら、中途採用あたりについても考えていく必要があるかと思う。</p>
○山根委員長	<p>ほかに質疑はないか。 (なし)</p>

	<p>質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、「安芸高田市職員定員適正化の方向性について」の報告を終了する。</p> <p>ここで、説明員入れ替えの為、暫時休憩する。</p>
<p>【暫時休憩 9:58~10:10】※説明員入替（総務部退席、教育委員会入室）</p>	
<p>（４）議案審査【教育委員会】</p>	
<p>① 議案第 46 号 安芸高田市教育委員会委員の定数に関する条例を廃止する条例</p>	
○山根委員長	議事に先立ち、永井教育長から挨拶を受ける。
○永井教育長	(挨拶)
○山根委員長	<p>議案審査を行う。</p> <p>議案第 46 号「安芸高田市教育委員会委員の定数に関する条例を廃止する条例」について執行部より説明を求める。</p>
○宮本教育次長	<p>議案第 46 号 安芸高田市教育委員会委員の定数に関する条例を廃止する条例について、要点の説明をする。</p> <p>本市教育委員会の委員の定数は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 条但し書きただし書の規定に基づき、条例でその定数を 6 人以内と規定している。この間、教育長及び 5 人の委員によって、教育委員会を組織してきたところだが、本年 6 月 8 日に 1 名の委員が任期満了となり、現在は、教育長及び 4 人の委員による組織構成となっている。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で規定されている人数（組織構成）であることから、法律の趣旨に則り、今回、定数に関する条例を廃止するものである。</p>
○柳川教育総務課長	<p>亀井委員の任期が満了した時点（令和 3 年 6 月 8 日）で、本市教育委員会の組織は「教育長及び 4 人の委員」の構成となることから、上位法である地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定数に関する規定があることから、特段、条例で定数を規定する必要はないため、現行の定数に関する条例を廃止するものである。</p>
○山根委員長	これより、質疑を行う。質疑はないか。
○山本（数）委員	<p>昭和 31 年にできた法律の第 3 条の説明があったが、この時点で教育長及び 4 人の委員をもって組織することは始まっていた。安芸高田市は平成 20 年の 4 月 28 日にこの法律の但し書きを利用して 6 人以内として条例を定めている。なぜこのようにしたのか説明してもらいたい。</p>
○柳川教育総務課長	<p>当時については、市町村合併が 4 年経過したあたりの時期で、地域事情を考慮してから、但し書きを利用して 6 人を定めた。</p>
○山本（数）委員	<p>今、国の法律以外に地方自治体で特に定数を増やした理由を言われたが、言われるように 6 町が合併して、5 年目を迎える時期だった。やはりそれぞれの地域の実情を加味した上で、委員構成しないといけないと気が付いてしたのだと思う。今、この事情が解消されたと思わない。中学校がそれぞれの旧町にあり、やっと旧町の小学</p>

	<p>校が合併して、1つになって2年ないし3年。まだ、市1本にして考えるには、旧町の風土や文化や学校教育があると思う。20年に6人にした、事情はいまだ解消していない。その辺はどう考えているか。</p>
○宮本教育次長	<p>地域事情を踏まえて今までの方がいいと委員は言われていると思うが、現状では教育委員の選任の構成も前とは変わっている。構成員の考え方は、年齢・性別・職業等に著しく偏りが生じないように配慮し、保護者代表を含めるようになっている。偏りなく6町から選ぶのは難しい。</p>
○先川委員	<p>法律が変わったわけでもなく、6人を5人にしないといけない理由はなんら変わっていない。市長は未来に残すものは期待とか希望とか一般質問で言っていたが、教育が入っている。小学校の統廃合が一昨年行われたが、高宮町は完全に解決していない。公共施設の30%減の中で、先般の答弁で4%しか済んでおらず、早くこれをやらなくてはならない。中には当然中学校の統廃合も入っている。やはり6町の地域の教育の代表者の意見が非常に大切だと思う。他の市町がそうだから6人を5人に変えないといけないと言うが、わが市にはわが市の事情があるので、私はそのままがいいと思う。先ほど年齢構成とか言われたが、それはその中で考えたらいいと思う。もう1つ聞きたいのは新しく総合教育会議というのがあるが、これは市長と教育長と委員との会議だが、6人を5人にする議題が協議されたのか。亀井さんが6月に任期が切れるが、通常6月定例会で新しくやろうと思えば、2か月ぐらい前から人員の調整をするが、それがいいことは2か月ぐらい前から5人にするのだと思っておられたのではないか。こういう大事なことを総合教育会議で議論されたのかお尋ねしたい。</p>
○山根委員長	<p>答弁を求める前に、5人6人という話しが出ているが、教育長は別にして、5人で行う。今後については、教育長と4人の委員で行うということである。</p>
○柳川教育総務課長	<p>総合教育会議は事務の所管は総務課になる。コロナ禍という状況で今年度は行われていない。</p>
○先川委員	<p>市長は市民との意識の共有を言われているが、地域性は言わないといっても高宮町の方が1人落ちている。本当にいいのか。教育長に伺うが、今までの進め方の中で、小学校の統廃合随分と苦労されたと思う。だが、高宮は現状2校残っており、解決ではなく経過措置だと思っている。中学校の問題が出るときに、この地域の教育委員の意見を吸い上げるのはどういう手法か。それを教育長に伺う。</p>
○永井教育長	<p>小学校の規模適正化については、教育委員はもちろんだが、市民をはじめ議員の方々のご理解協力を基に成しえた。これまでは、旧町1名の教育委員にいてもらっていたので、地域の声を吸い上げて、</p>

	<p>私の方や教育委員会へ報告や意見をもらっていた。確かに6町のバランスもあるが、国の決まりが基本的に4名となっているし、現在も選考に苦慮している事実がある。保護者代表の適任者を選ぶのが今後ますます困難になってくる。委員は旧町1名とはならないが、市内全体の声を吸い上げていく努力はしていく。</p>
○石丸市長	<p>大前提でずれがあるので2つ伝える。1つ目、小中学校の統廃合は、財政が苦しいから行っているわけではない。子どもたちに良い教育を提供するためだったと認識している。2つ目、地域性というのが何回も出てきているが、聞いてみるが議員は出身の町以外は知らないというのか。議員は市民の代表で、市全体のことを考えて動きましょと。教育委員も同様である。安芸高田市として最適な教育を考える。そのために最適な人材を集めるというのが趣旨。資料の1ページの2番、市町村合併した市はたくさんあるが、どこもやっており、当市は遅れているという認識。それを解消し、今あった体制を整備することが必要という認識である。</p>
○先川委員	<p>統廃合については、否定しない。子どもの教育環境を上げるために、色々協議する中で、地域のことは地域の人が1番よく知っている。だから、地域から出すのが良い。今まで決まったことは他の市町がやっているからで、うちうちの特性がある。そんなこと言ったら、教育委員の制度そのものが崩れてしまう。今回は人数の話だけ。それぞれの地域から出てもらうのが私の考えである。</p>
○南澤委員	<p>現状の教育委員が、保護者代表だったり教職員OBだったり、未就学児の保護者代表だったりおられると思うが、バックグラウンドをお伺いしたい。</p>
○柳川教育総務課長	<p>現在、亀井委員を除いて、4名。構成は、保護者代表1名。男女バランスを考慮して保育行政出身の女性委員1名。後の2名は、教職員出身男性委員2名。亀井委員も教職員出身となっている。</p>
○南澤委員	<p>教育委員会の所管で生涯学習・社会教育があるかと思うが、そういう枠で参加された方はいるか。</p>
○柳川教育総務課長	<p>生涯学習に特化した枠は今までになかった。年齢・性別・職業に著しい偏りのないよう配慮することなので、そういった枠での選出ははっきりとできていない。</p>
○南澤委員	<p>学校現場もあるが、文化財やスポーツなど幅広く教育委員会が所管されている。その辺のバランスを考えた時に、定員が減るとするのは問題ないのか。</p>
○永井教育長	<p>学校出身というと、学校教育だけを専門にしてきたと受け止められると思うが、現在の委員もスポーツ推進委員を担っている方もいるし、社会教育主事の資格を持ち、社会教育に精通している方もいる。あえて、文化・生涯学習・社会教育分野を外しているわけではない。</p>

○南澤委員	人数が減っても、カバーできるという考えでよろしいか。
○永井教育長	そのように事務局あげて、努力していきたい。
○山本（数）委員	市長に聞きたい。市議会議員は全市の事情を知らないのかと言われるが、深いところまではわからない。行政をやっていく上で、旧町の代表に出てもらい、地域の実情を聞かせてもらい、政策に生かすのが本来の姿。時期がきたらとは思うが、今、教育現場では中学校の統合問題や問題が山積している中で、時期尚早だと思う。私も甲田町出身だが、甲田町ならわかるが、他町の詳細の部分にわたってはわからない。その辺どう思われるのか。
○石丸市長	できる限り知っていただきたいと思う。時期尚早と言われたが、いつ頃を目指しているのか。安芸高田市になって何年経つのか。市町村合併を繰り返した町少なくないが、この形に行き着いている。うちだけができない理由は何なのか。旧町と言われても困る。未来の話をするために、必要な前提で考えるべきだという認識である。
○山本（数）委員	旧町といっても、30年以上のまちづくりをやってきている。村の合併からまちづくりをし、運営するには過去の村を代表するものが出て、その意見を聞きながらまちづくりをしてきた。12年ぐらいで右から左とはならない。他市の中で、やっているところもあればやっていないところもあるというのは、その町の実情でいいという結論を出したのだと思う。安芸高田市は6町それぞれの特徴があり、その特徴を解消したとは思えない。安芸高田市を創っていく上では、旧6町の実情を踏まえた上での施策が必要だと思う。今はそれが不必要と言われたが、中学校が統合されて安芸高田市の構成が変わってきた時ではないかと思う。できれば、小学校1つ、中学校1つが理想だと思う。
○新田委員	亀井委員が辞められたと聞いたが、残念だと思っている。高宮町の保護者から、教育委員がいなくなるということで何か意見があったか。
○柳川教育総務課長	保護者の意見は特にない。
○新田委員	意見も聞いていただければと思う。不登校の子どもたちも含めて、地域の特性という部分で言えば、市長は全体最適といつも言われるが、色んな事情があると思うので、再度保護者の意見を聞いてもらいたい。
○宮本教育次長	これまでも教育委員の選任に関して、保護者の意見を聞いたことはなかった。ただし保護者代表を選ぶ際は、当然聞いている。
○新田委員	今までと違うので、聞かないのかと聞いているだけである。
○石丸市長	ここでの委員というのは各属性・特性を踏まえて選ばれている。地域性は数ある要素の1つでしかない。地域ごとに学校を作るわけではない。それをやるなら合併しなければよかったのではないか。市になったメリットは、広範の中で最適化を探せるようになった。

	<p>そのために、PTAの代表や先生の方、年齢・性別、多様性をここに反映させようとしている。それを地域性に戻して何とするのかというのが大事な視点である。</p>
○新田委員	<p>保護者からの話も聞いていただきたいということだけお願いする。</p>
○山本（数）委員	<p>多様性で委員を選ぶと言われたが、多様性になればなるほど人数が少ないのではないか。教育長と4人の委員。4人で多様性が十分と思われるのか。</p>
○石丸市長	<p>十分だと認識している。うちの人口の10倍20倍いる市において、10倍の委員は用意されていない。</p>
○先川委員	<p>総合教育会議が新たに設けられた。なぜ、このような大事な話をその会議で協議しなかったのか。</p>
○永井教育長	<p>総合教育会議は市長が主催している。市長と詰めたわけではないが、今回の案件は会議で議論する必要がないという風に、市長が判断したものと捉えている。コロナ禍の中で、会議が開催できていないので、開催していれば議論していたかもしれない。</p>
○先川委員	<p>前はいつ開催したのか。</p>
○柳川教育総務課長	<p>前は令和2年度で、令和3年1月に開催している。</p>
○先川委員	<p>その時にはそういう話は浮上していたと思う。市長が招集するのだから、市長が案件を協議項目には入れないとできなかつただろうが、市長はそれほど重要な話ではないと思われたのか。</p>
○石丸市長	<p>重要度ではなく、議論の必要性について判断している。</p>
○南澤委員	<p>月に1回、教育委員の定例会があったと思うが、その中で定数削減の協議があったか。あったとしたら、どういった結論だったか。</p>
○柳川教育総務課長	<p>5月27日の第5回教育委員会議定例会において、議会に上程する議案として諮っている。その際は、本日の資料で説明し、理解を得ている。</p>
○山本（優）委員	<p>合併時、6人にした理由がある。それを今、5人にしないといけない明確な根拠は示されていない。ただ、今、委員が辞められて、タイミングがいいからという風にしか取れない。合併時は市全体を考えて、6人がいいと判断されたはず。地域教育を考え、最適な人材を集めて教育委員を構成するには、人数が多い方が多様な意見が出せると思う。構成についても、先ほど教育長が言われたが、教育委員構成の中には教育関係の仕事の退いた後に、様々な事を行っている方もいる。それまでに培った経験を持った方が、構成の中でうまくバランスがとれている。合併時に6人が最適だろうとされていたものが、今、5人にする理由はないと思う。</p>
○永井教育長	<p>経過については、市長に説明ができていないので、私が答える。合併してから、前々市長が旧町の状況や地域バランスを踏まえて、当分の間6名にしたいと言われた。それに対して、教育委員会は5</p>

	<p>名を提案したが、最終的に教育委員を任命するのは市長なので、結果として6名以内と条例を提案し、承認をされた。今回、石丸市長となり、6名でなくてもやっていけると判断された。現在の教育委員は、旧町に関しても詳しいが、教育会議や諸々の会議においても、市全体のことを踏まえて発言をしている。今回お願いしている定数になっても、事務局含めて教育行政、一緒になって努力していきたいし、そのための委員だと思っている。安芸高田市は独自の振興会組織もある。市民を挙げて、子どもたちの教育を考えていくのが大事だと思っている。</p>
○南澤委員	<p>なり手の任命にあたっての難しさを教えてもらいたい。</p>
○永井教育長	<p>現在受けている教育委員は適任の方だと自信を持っている。これまで、教育委員の改選時期をお願いしてきたが、特に保護者層は、共働きが多く、なかなか承諾してもらえない。偏りがない分野・年齢層が理想だが、一線を退いた方にしか受けてもらえず、苦慮している。今後、保護者代表を選ぶのは苦慮するのではないかと思う。こういう状況が続くと、適任を選ぶのは難しく、安芸高田市教育の停滞につながりかねない。</p>
○南澤委員	<p>それぞれの委員の任期にばらつきがあり、保護者代表を旧6町から順番に回していこうと思うと、大変だろうと推察する。任期があったときに違うところに移して、違う任期の方のところを旧町入れ替えて、旧6町からバランスよく選ぼうとすると、4人になり、そういうしぼりがなくなれば、フレキシブルにやれるという理解でよろしいか。</p>
○永井教育長	<p>市長が任命することなので、私が踏み入って言えないが、間違いなく、旧6町のバランスを考慮するのは今後難しくなってくる。バランス云々というより、安芸高田市の教育を前進させるために保護者代表を含め、市全体から適任者を選ぶことを大事にすべきと思う。</p>
○先川委員	<p>地域性を考慮しなくても、適任者6人でいいのでは。法律で5人だから、5人と言われるだけで、6人なら広く多様性が伺え、活性化される。</p>
○永井教育長	<p>国の法律で4人と決まっている。地域云々は否定しないが、これからは教育委員も含め、適任者を決められている人数出してもらい、安芸高田市の教育を前進させていくということを、今回市長の意も踏まえ、教育委員会としてお願いしたい。</p>
○山根委員長	<p>ほかに質疑はないか。 (なし) 暫時休憩する。</p>
<p>【暫時休憩 11:04~11:15】</p>	
○山根委員長	<p>質疑なしと認め、これをもって質疑を終了する。</p>

	<p>これより討論を行う。討論はないか。 (討論あり)</p>
	<p>討論があるので、まず、本案に対する反対討論の発言を許す。</p>
○山本(数)委員	<p>条例改正の提案理由が、委員が任期満了したことを理由に、国の法規に沿うために条例を廃止するというような、深く議論されていない提案だったと思う。総合教育会議においても、議論されていない。安芸高田市の子どものための学校教育を協議する委員を、議論もせず、他市の状況をみて、国に合わせるというような提案だ。これからの安芸高田市の教育を発展的に行うためには、現在の定数条例の6人で色々な人に委員になってもらい、議論をしてもらいながら、教育行政に生かしていくべき。条例の廃止には反対する。</p>
○山根委員長	<p>次に本案に対する賛成討論の発言を許す。</p>
○南澤委員	<p>先ほど質疑し、将来の教育を考える上で、このまちにどういった教育が必要なのか審議する構成員の人数、旧町にとられるのなら、合併せずに旧町のままよかったと思う。地域性も1つの要素として考えて、未就学児の教育、学校教育、保護者、教員それから社会教育全般をバランスよく、4名でもカバーできるという話だったので、条例を廃止しても十分将来のことを考えていけると感じた。それをもって賛成の討論とする。</p>
○山根委員長	<p>次に、反対討論はないか。 (なし) 賛成討論はないか。 (なし) 討論なしと認め、討論を終結する。</p>
	<p>これより、議案第46号「安芸高田市教育委員の定数に関する条例を廃止する条例」の件を起立により採決する。 本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求める。 (起立少数) 賛成1名 反対6名 よって、本案は、否決すべきものと決した。 以上で、議案第46号の審査を終了する。</p>
② 議案第47号 安芸高田市適応指導教室設置及び管理条例の一部を改正する条例	
○山根委員長	<p>次に議案第47号の審査を行う。 議案第47号「安芸高田市適応指導教室設置及び管理条例の一部を改正する条例」について執行部より説明を求める。</p>
○宮本教育次長	<p>安芸高田市適応指導教室は不登校児童生徒に対して、学校とは異なった環境の中で、学習や生活の指導を通じて子どもの自立を促し、学校復帰を促進・援助する目的で、平成17年4月に設置した。しかし、近年不登校の要因が多様化する中、不登校児童生徒への支援は学校に復帰するというのみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指す必要があるとされている。背景をふまえ設置</p>

	目的や名称などに所要の改正を行うもの。
○内藤学校教育課長	(議案書及び資料により説明)
○山根委員長	これより質疑を行う。質疑はないか。
○新田委員	過去に一般質問で、不登校児童に対して、フリースクール等を含めて今後検討していただきたいと話をした。これを行うことにより、保護者がもっと元気になるのではと想像する。パソコンを全児童に配備されたと思うが、今後持ち帰って、対象となる子どもがオンラインを通して学習できると理解してよいか。
○内藤学校教育課長	1人1台パソコンが整備されて、不登校児童生徒への支援の在り方についても、オンライン学習に向かって少しずつ進めていけると思っている。今、不登校児童に対して、保護者と子どもが希望すれば、学校と家庭をつないで、学習を進めたり、コミュニケーションのツールとして活用している事例があるので、少しずつ広めていきたい。
○山根委員長	ほかに質疑はないか。 (質疑なし) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了する。 これより討論を行う。討論はないか。 (討論なし) 討論なしと認め、討論を終結する。 これより、議案第47号「安芸高田市適応指導教室設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決する。 本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求める。 (起立多数) ※全員起立 よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決した。 以上で、議案第47号の審査を終了する。
(5) 所管事務調査【教育委員会関係】	
① 給食センターの運営について	
○山根委員長	次に、所管事務調査を行う。「給食センターの運営について」を議題とする。執行部より説明を求める。
○宮本教育次長	「給食センターの運営について」大枠2点説明する。1点目は、6月7日に判明した給食業務における食品衛生法に基づく手続きの未届け事案について報告する。2点目は給食業務の状況について、業務契約の状況と今後の給食業務の現在の方針について報告する。
○柳川教育総務課長	資料1により説明する。1点目は、給食業務における食品衛生法に基づく手続きの未届け事案について説明する。6月7日(月)、本市の給食調理配送業務を受託している、広島アグリフードサービスが食品衛生法の規定に基づく許可書の申請書を広島県西部保健所に提出漏れが判明した。同日午後、広島アグリフードサービスは営業許可申請書を提出し、受理をされた。6月8日(火)午前中、西

部保健所が安芸高田市給食センターの施設状況を把握するため、現地確認を行った。安芸高田市の給食調理ができないことから、備蓄していた救給カレーで対応した。現地確認の結果、同日15時には営業許可書を交付されるとのことで、翌日から給食提供を再開した。発覚の経緯は、6月7日、同社が広島県西部保健所に電話をした際、申請漏れを指摘され、同日正午頃、保健所から電話連絡により、市教委も事案を把握した。夕方、プレスリリースで記者発表ということになった。当日の給食費の取り扱いだが、広島アグリフードサービスの営業許可書の提出漏れが原因なので、救給カレー代と当日の食材費は広島アグリフードサービスが弁償をし、当日の保護者の給食代は、提供した牛乳とご飯代のみとした。市としても確認を行い、契約締結の際、営業許可書の写しを出してもらっていたのにも関わらず、確認が十分でなかった。再発防止と一層の安心安全な給食の提供に努めていきたい。2ページに救給カレーが掲載してあるが、150グラムが保育園・小学校、250グラムが中学生用である。アレルギー対応しており、当日子どもたち全員が喫食できた。非常用で各学校に配備しており、次の配備のため発注を行った。

続いて、3ページ、2点目だが、給食業務の現在の状況について。6月26日に安芸高田アグリフーズの臨時株主総会が開催され、筆頭株主の広島駅弁当株式会社が、安芸高田アグリフーズからの株主の撤退を表明したことを受けて、令和3年度の給食センターの業務の委託先について検討を開始し、現在、緊急的に1年に限り、下記業者と事業者と締結しているという状況である。今年度の契約については、広島フードサービス株式会社と3月26日契約しており、広島市佐伯区に工場がある。代表取締役社長は広島駅弁当株式会社の取締役でもある中島和雄氏。契約期間は1年間。現在の履行状況は、調理配送業務については、これまで通り安芸高田アグリフーズで雇用されていた調理員22名と配送員12名を引き続き雇用しており、市が献立作成と発注を行い、調理と配送を広島アグリフードサービスに委託をしている。炊飯加工はJA広島北部から安芸高田市産のあきろまんを納品している。佐伯区石内東の工場では炊飯をし、毎朝9時半前後に給食センターに納品されている。石内からは、40・50分かかっているが、事故なく履行している。炊飯が届いた時に、品温をチェックしているが、令和3年4月・5月は50℃～60℃で、平均57℃。昨年度、隣の工場では炊飯していた時は、49℃～64℃で、平均55℃で、遜色なく行われている。今後の方針だが、調理配送と炊飯加工を同一業者に発注することを基本に、検討している。検討内容は、直営・委託を含めた運営形態・契約手法の比較検討や、委託業者として能力を有している事業者の可否判断のため、個別にヒアリングを実施したい。本件を教育委員会の仕事目標の一つに挙げて

	おり、スケジュール管理をしながら、入札や事業者へのヒアリング、入札の段取りのスケジュールを作成し、取り組みたい。おおよそ9月には入札執行の準備をし、10月以降に開札したいと思う。
○山根委員長	質疑はあるか。
○山本（数）委員	今後の方針で最適な方法をとあったが、今、懸念されているのは、石内東の工場から給食がある日に高速道を利用して給食センターに配送しているが、もし事故があった場合はどうするのかというところで、最適というのは、安芸高田市の中の業者なのか。可部などの距離の短いところからの配送なのか。
○柳川教育総務課長	現在検討中だが、直営にするのか委託にするのかの選択肢があると思うし、委託先にしても近隣の安佐北区や三次市などもあるので、近い方がいいのか、今の佐伯区でもいいのか、炊飯設備が安芸高田市の給食センターにないので、設備を整備するのがいいのか検討していく。
○武岡副委員長	今回の事案については、委託先の広島アグリフードサービスが、営業許可書の提出を失念していたのが原因だが、委託にあたり営業許可書の確認を怠っており、双方の要因がこの事案につながったのだと思う。令和3年2月26日に臨時株主総会が開かれて、安芸高田アグリフーズから撤退を表明されたが、新年度が始まる約1か月前である。その段階で撤退の意思表示をするというのは、企業としての責任に問題があると認識する。そのことが新年度に向けての給食業務を行おうとすると、教育委員会も委託先の準備の作業があると思うので、気配りも出来ずに、営業許可書の確認を怠ったことに繋がったと思う。2月の株主総会で唐突に撤退するという話だったのか、その時に初めて教育委員会が確認したのか、半年前ぐらいに打診するべきではないか。そういった協議がなかったと理解してよいか。
○柳川教育総務課長	資料3ページ、令和3年2月26日の株主総会の誤りである。2月2日に業者選定委員会があるが、安芸高田アグリフーズと契約するよう進めていた。産業振興部の所管になるので、詳細は把握できていないが、株主総会が終わった直後に担当から様子を聞き、来年度について協議を重ね、今の結論に至っている。
○武岡副委員長	2月の頭の段階で、教育委員会も安芸高田アグリフーズと引き続き委託をする意向であったと理解してよいか。
○柳川教育総務課長	安芸高田アグリフーズと継続する見込みで事務を進めていた。
○武岡副委員長	安芸高田アグリフーズと継続する見込みで進めていたということか。
○柳川教育総務課長	安芸高田アグリフーズと委託契約する見込みだったが、株主総会後からそういう状況だったので、色々検討した結果、広島アグリフードサービスと現在契約している。

○武岡副委員長	2月2日の段階で、市教委及び安芸高田アグリフーズは新年度も継続的に委託するという話で進んでおり、それが唐突に、広島駅弁当株式会社が安芸高田アグリフーズから撤退をしたという理解でよいか。
○柳川教育総務課長	2月2日の時点では、安芸高田アグリフーズと契約する予定で進めていた。広島アグリフードサービスとなったのは、2月26日以降になる。
○武岡副委員長	約1か月も経たないうちに話が変わったと。何故そうなったのか、そこが腑に落ちない。2月2日の時点で、来年度も継続して委託する予定であったものが、2月26日の臨時株主総会で、撤退すると。そこから、来年度の契約に向けて多忙を極め、営業許可書の確認を怠ったのだらうと思う。何故そうなったのか原因を説明してほしい。
○柳川教育総務課長	株主総会の状況は、産業振興部が所管をしているので、詳細は承知していないが、株主総会直後、株主から撤退されたという報告を受けた。
○武岡副委員長	産業振興部の所管なので、これ以上言わないが、関係部署とも連携をとり、二度と起こらないよう細心の注意をして取り組んでもらいたい。
○南澤委員	資料の1の1ページ目、営業許可書の未届けが発覚したのが6月7日で、4月の頭から給食を提供していたが、無許可の期間の咎はどのようなになっていたか。
○柳川教育総務課長	4月1日から6月7日までの無許可の間、保健所の立ち入り際、その間の履行状況、衛生状況のチェックをし、問題がなかったと判断を頂いた。
○南澤委員	3ページ目だが、今年度については1年間、今までと変わらない契約額でということ、4月13日の議会連絡メモで頂いた。委託料が同額なのは、今年度に限るのか継続する場合、次年度以降も同じ条件でいけるのか。
○柳川教育総務課長	今年度は1年契約ということで、金額変更なしということである。来年度については、これからの協議になるので、金額面ははっきりと言えない。入札となれば、変更する可能性もある。
○南澤委員	特に来年度の約束は何もないと考えてよいか。炊飯の場所は、過去安芸高田アグリフーズがそのまま残っているが、現在は使われていないのか。
○柳川教育総務課長	現在は使われていないと聞いている。
○先川委員	2月のバタバタでこのようなことが起きたのだと思う。ただ、民間だったらどうなるのかと、私も聞かれている。起きたことはしょうがないが、無許可の状況で営業されたのは事実、7日は先ほど費用弁償で業者持ちという話だった。市長は盛んにコンプライアンス

	と言われるが、この事態をどう思われているか。
○石丸市長	手続きが的確に履行できていなかったと、大変重く受け止めている。
○先川委員	民間なら営業停止になるのか、西部保健所で聞かないとわからないかもしれないが、今回は謝って幕を引くのか、わかれば教えてほしい。わからなければ、西部保健所に聞く。わかる範囲で教えてほしい。
○永井教育長	ご指摘のとおり、大変重く受け止めている。現在、顛末書を整理して、処分を担当する課に提出する段階まできている。職員の処分となると、市長部局・総務課となり、業者となると、建設部の管理課になるので、起案がまわり、間もなく提出できると思う。そこで出る処分については、当然受け止めていかないといけないと思う。
○山根委員長	ほかに、質疑はないか。 (質疑なし) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了する。 以上で、「給食センターの運営について」の調査を終了する。
	ここで、13:00まで休憩とする。
【休憩 12:00~13:00】	
(6) 報告事項【教育委員会関係】	
① GIGA スクール構想の取組状況について	
○山根委員長	続いて、報告事項に移る。 「GIGA スクール構想の取組状況について」の報告を求める。
○宮本教育次長	小中学校の1人1台端末の整備は昨年度末に完了している。今年度は、この端末を使った学習がスムーズに行えるようICT支援員を増員し、サポート体制の強化を図っている。今後は、オンライン授業に取り組んでいくので、状況を説明する。
○柳川教育総務課長	ICT環境の整備事業については、令和2年度国の補助金の前倒しを受けて、1人1台端末1,900台を整備し、保護者の貸出用として、モバイルWi-Fiルーター250台購入し、各学校で動画撮影用ビデオカメラマイクセット1台整備した。令和3年度はICT支援員2名を配置し、機器の故障、ネットワーク障害が発生した場合の対応、授業支援、学習活動全般にわたる教員のICT活用支援を行っている。今後の方針は、端末の整備が終わって、機器整備から活用のフェーズに入ったと思っている。新型コロナウイルスの感染症対策による、臨時休業等を踏まえると、ICTを活用して、学校はもちろん家庭でも子どもたちの学びの機会を保障することが重要と考えている。端末の持ち帰りや、オンライン授業の準備など、積極的なICT活用に取り組むこととしている。オンライン授業についての一例をあげると、先行して実施している事例を紹介する。事例1、病弱な状態により、不登校傾向の児童への端末貸与を行っている。

	<p>Googleworkspace を使って健康観察や教員、クラスの児童とのコミュニケーションがとれるよう、実施をしている。事例 2、コロナの発生などで長期欠席者への端末貸与を行った。授業をウェブカメラで撮影し、オンライン授業を配信している。当面の取組としては、3 本柱を掲げて、1 人 1 台端末の利活用、デジタル教科書の活用、ヒト型ロボット、ペッパーの活用、これらを利用して、タブレットドリルなどを含めて、授業や課題に応じて、教員が使い分け出来るようになっていく。デジタル教科書で言えば、全教諭が、指導者用のデジタル教科書を使用でき、算数・数学教諭については学習者用のデジタル教科書を活用し、授業実施をすすめたい。ペッパーの活用でいえば、プログラムの思考を育むために、3 年間のリース期間中、学校を巡回させながら活用を図りたい。保護者に貸し出す場合は端末利用の誓約書や利用ルールを作成し、ルーターの実際の貸出にあたっては、必要書類、通信会社との契約に係るパンフレット等の準備をして取り組んでいきたい。4 月以降、学校において試行錯誤しながら取り組んでいるが、市教委として教職員へのさまざまな研修を計画しながら、学期ごとに目標を定めて取り組んでいきたい。広報あきたかたを通じて、学校の様子を紹介していきたいと思う。</p>
○山根委員長	この報告について、不明な点、質疑があるか。
○南澤委員	端末の持ち帰りの件で、コロナが発生した際の長期欠席者に端末対応という事例があるということで、これはモバイルルーターを使っていたか、使っていたら通信料はどうしていたか。
○柳川教育総務課長	今回、コロナによる長期欠席で、今回の事例については対象者の家に通信環境があったので、モバイルルーターは使用していない。
○南澤委員	資料 (4) の当面の取組の 1、ルーター貸出用書類、通信会社との契約パンフレットで、持って帰って使うとなると、契約は受益者負担か。
○柳川教育総務課長	Wi-Fi そのものは無料で貸すが、通信料は受益者負担である。
○南澤委員	長期休暇があるが、端末、タブレット活用方針があれば教えてほしい。
○柳川教育総務課長	長期休業もそうだが、積極的に持ち帰り、学校でも家庭でも ICT を活用できるようにしたい。端末の貸出書、ルール作成、パンフレットの準備を行っているので、積極的に進めていきたい。
○南澤委員	(4) 1 のタブレットドリルについて、色んな会社のアプリがあり、文科省でトライアルでベンダーに補助金が出ていると思う。無料で試せるのがあると思うが、どのように選定していくのか。
○内藤学校教育課長	タブレットドリルは既に活用している。他にも無料のものもあり、検討する価値はあるが、今、入っているタブレットドリルの活用に力を入れていきたい。

○南澤委員	ちなみにどちらの会社のタブレットドリルを活用しているのか。
○内藤学校教育課長	把握していないため、後ほど提示する。
○山根委員長	ほかに質疑はないか。 (質疑なし) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、「GIGA スクール構想の取組状況について」の報告を終了する。
② 「みんなの廃校プロジェクト」の応募状況について	
○山根委員長	次に、「みんなの廃校プロジェクトの応募状況について」報告を求める。
○宮本教育次長	みんなの廃校プロジェクトの応募状況について、廃校となった学校及び関連施設のうち、7施設についての事業提案の募集をしている。
○柳川教育総務課長	(資料にて説明)
○山根委員長	これより、質疑に入る。この報告について、不明な点や質疑はないか。
○山本(数)委員	申し込みがダブったり、または全く申し込みのない施設などがあるか。
○柳川教育総務課長	募集中ではあるが、今のところそれぞれ重複なく応募がある。
○南澤委員	募集はいつごろまで考えているのか。
○柳川教育総務課長	6月30日までを期限としている。
○山根委員長	ほかに質疑はあるか。 (質疑なし) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、「みんなの廃校プロジェクト応募状況について」の報告を終了する。
③ 安芸高田市学力向上戦略の一部改訂について	
○山根委員長	次に、「安芸高田市学力向上戦略の一部改訂について」報告を求める。
○宮本教育次長	予測不能な変化の激しい社会で、変化を前向きに受けとめ、力強く自立的に生きることができるよう、安芸高田市で育てたい目指す子どもの姿や、そのための施策等をまとめたものが「学力向上戦略」である。令和2年3月に全面改訂したが、令和3年3月に一部を改訂したので、ご報告する。
○内藤学校教育課長	予測不能な変化の激しい社会で、変化を前向きに受けとめ、力強く自立的に生きることができるよう、安芸高田市で育てたい目指す子どもの姿や、そのための施策等をまとめたものが「学力向上戦略」である。令和2年3月に新たに策定したが、今年(令和3年)の3月に一部を改訂したので、改訂の内容を説明する。大きく2点である。 1点目は、16ページ「個別最適な学びの推進」の(3)「日本語の習得に困難のある児童生徒への支援」である。上段に、支援内容

	<p>を記載しているが、この度文章を追加している。これまでも取り組んでいる、外国人児童生徒が学校生活や学習に必要な、日本語の能力を育てるための支援はもちろんだが、あわせて、人とつながる力をつけていくことが必要である。その際、お互いが個性を認め合う、そういった学級づくりをしていくことが重要だと考え、文章を加えている。</p> <p>2点目は、18ページ「未来チャレンジ 探究学習」の充実。こちらは、以前、「ふるさと学」としていた郷土理解学習の方向性や目的を整理し「未来チャレンジ 探究学習」としたものである。児童生徒の興味・関心を大切に、自ら課題を見つけ、人とつながりながら課題を解決する力を身に付け、自分の生き方を主体的に考えていくことができるよう整理した。</p> <p>続いて、「安芸高田協育」3つの挑戦。これからの社会で子どもが力強く生きぬいていく力を身に付けるために、その土台にあるのは自己肯定感だと考えている。周りから認められたり、自分にはできることがある、と感じることで、新しいことにチャレンジしたり、困難に立ち向かったりすることができると思う。そのためには、学校が、全ての子どもの良さや可能性を伸ばし、全ての子どもの居場所となることが重要である。</p> <p>そこで、教育委員会では、3つの取組に挑戦している。1つ目は、「チーム担任制」である。複数の教員がチームで子どもを支援し、多様な子どもの良さや可能性を伸ばす。2つ目は、右上側の、『生徒指導規程』いわゆる、校則の見直し」である。子ども自身が学校生活を見直し、「本当に必要な決まりは何か。」と、自分事として考え、選択・判断し、行動する力を育てる。3つ目は、「家庭学習の充実」である。子どもが自分の目標や興味関心に基づいて、主体的に家庭学習を行うことで、自ら考え行動する力を育てる。</p> <p>今年度は、試行期間とし、各学校で実態に合った取組を試験的に実施している。令和4年度から、どの学校も本格実施できるよう、一緒になって取り組んでいく。</p>
○山根委員長	この報告について、不明な点、質疑はないか。
○南澤委員	未来チャレンジ探求学習の充実だが、カリキュラムとしてはどのように実施していくのか。
○熊野主任指導主事	小学校中学校とも総合的な学習の時間を活用することが多い。学級活動の時間で行うことも可能。
○南澤委員	どの学年から始めるのかと、週何時間取れるのか。
○熊野主任指導主事	小学校は3年生から、中学校は1年生から3年生まで。小中学校ともおよそ、週2時間程度を考えている。
○山本（数）委員	総合教育会議を通じて、これらが作成、決定されたのか。
○内藤学校教育課長	総合教育会議では教育の方向性の大綱ができており、それに基づ

	<p>き教育内容を具体化させたものが、この学力向上戦略に位置しているので、総合教育会議では話はしていないが、教育委員会議では協議をしている。</p>
○山根委員長	<p>ほかに質疑はないか。 (質疑なし) 質疑なしと認め、以上で「安芸高田市学力向上戦略の一部改訂について」の報告を終了する。 ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩する。</p>
【暫時休憩 13:27~13:29】※説明員入替(教育委員会退席、企画振興部入室)	
(7) 所管事務調査【企画振興部関係】	
① 令和元年度安芸高田市財政分析について	
○山根委員長	<p>休憩を閉じて再開する。 次に、企画振興部に係る所管事務調査を行う。 「令和元年度安芸高田市財政分析について」を議題とする。執行部より説明を求める。</p>
○猪掛企画振興部長	<p>本市では、平成28年度決算から、国が示した作成基準である、「統一的な基準」に基づき財務書類を作成している。本日は、令和3年3月に作成した、令和元年度決算に基づく、財務書類について、担当課長から説明をする。</p>
○高藤財政課長	<p>1ページに、地方公会計制度の概要と経緯、地方公共団体の会計方式と地方公会計制度の相違点を中段の表にまとめている。次に2ページに、財務書類の作成にあたり、構成・グループ化を図で表している。3ページに、財務書類の構成で、記載の4つの表で整理している。4ページに、財務書類4表の相互関係を整理し、4つの表のうち、金額が対応する箇所を示している。5ページから7ページは、一般会計等、全体、連結の令和元年度決算に基づく財務書類4表の簡易版である。なお、表のAからWのアルファベットの科目は、後ほどの指標を算出する際に用いる。次に8ページと9ページは、一般会計等と連結について、平成30年度との金額を比較している。 貸借対照表の左側、借方の一般会計等の資産は合計約841億円で、平成30年度と比較して24億円減少している。要因は、取得価額以上に減価償却が進んだため、内訳は、有形固定資産が約753億円と総額の9割を占め、そのうち、庁舎や学校などの事業用資産が約329億円、道路などのインフラ資産が約423億円、現金や財政調整基金などの流動資産は約20億円となっており、本市が地方自治体であり、道路や学校といった資産を活用した行政活動を中心に事業を行っていることを裏付けている。次に、右側の貸方、一般会計等の負債は合計約293億円で、前年度比較で、11億円減少している。要因は、地方債の償還が進んだため、負債の内訳は、地方債残高が約263億円、全職員が年度末に退職した場合に必要な退職手当引</p>

当金は約 25 億円で、負債の多くは地方債残高だが、その多くは交付税算入対象であることから、民間の企業会計の「負債額」とは少し異なる点に注意が必要となる。一般会計等の純資産は約 548 億円で、財産の形成以上に有形固定資産の減価償却が進んだことから前年度と比較して 14 億円減少した。純資産の内、固定資産等形成分は、減価償却後の固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額となる。6 ページの行政コスト計算書だが、安芸高田市が令和元年度に行った行政サービスの経常費用は約 190 億円で、前年度より約 4 億円の増額となる。

経常費用と経常収益の差が純経常行政コストで、純経常行政コストに臨時損益を含めた純行政コストは約 191 億円となる。これは、下の表の純資産変動計算書の本年度差額の内訳にある、純行政コストと一致する。前年度と比較して約 6 億円増加しているが、物件費、維持補修費や災害復旧事業費の増大による。下段の、純資産変動計算書だが、一般会計等の本年度末純資産残高は約 548 億円となった。また、純行政コスト約 191 億円を税収等や国県等補助金で補填したが、約 12 億円不足し、その影響で前年度末純資産残高よりも本年度末純資産残高が約 14 億円減少したことも示している。7 ページの資金収支計算書だが、一般会計等の歳計現金の本年度資金収支額は約 2 億円の赤字となっている。その内訳だが、左上の業務活動収支は、約 18 億円の黒字で、交付税や市税などの収入がこの収支に計上されるため、ほとんどの自治体が黒字となる。前年度よりも 8 億円増額しているが、国県等補助金収入の増による。中段の、投資活動収支は、約 11 億円の赤字で、通常、インフラ整備や施設改修などの投資に係る経費の財源の一つである地方債借入による収入が財務活動収支に計上される点などから、ほとんどの自治体はこの収支が赤字となり、不足分は業務活動収支の黒字で補うこととなる。下段の、財務活動収支は、約 9 億円の赤字で、地方債借入額よりも元金償還額が多いため、健全な状態に向かっていることを表している。次に 10 ページから 12 ページは、一般会計等の財務 4 表の説明で、全体や連結の財務 4 表の見方や傾向は一般会計等と概ね同様なので、説明は省略する。13 ページ以降は指標分析で、先ほどの財務 4 表のアルファベット数値と、13 ページに記載の、X から Z の数値を用いて算出している。なお、総務省が算出した類似団体平均と比較できる指標が①から⑨、その他の指標が⑩から⑫、複合指標を用いた分析を⑬から⑮で行っている。【住民一人当たり有形固定資産】と【住民一人当たり純行政コスト】の 2 つの指標を用いた分析で、資産の整備状況と行政サービスの提供状況の関係を見ることができる。このグラフを見ると、住民一人当たり有形固定資産と経常行政コストには強い相関関係があると考えられる。安芸高田市がプ

	<p>ロットされた図の右上の領域は、「高サービス型」であり、資産の整備が進み、それを用いてソフト施策も積極的に取り組んでいるといえる。ただし、右上のプロットに長期間位置づけられると財政状況が厳しくなることから、ソフト施策の効果を検証し、見直しを行うなどの余地がある。24 ページは【将来負担比率】と【有形固定資産減価償却率】の2つの指標を用いた分析で、老朽化の先送りという潜在的な将来負担を総合的に表している。例として、グラフの矢印の右下の隅にプロットしている場合だと、「将来負担比率0%、有形固定資産減価償却率90%」となる。しかし、老朽化資産を、除却をせず老朽化対策を実施するのであれば、工事請負費分が将来負担として潜在していることになる。安芸高田市は平均付近にプロットされているが、左下側にプロットされるように努める必要がある。25 ページは分析のまとめである。ハード及びソフトについては今後の方向性を記載している。その下は、今後の課題と活用についてで、今後は、この財務4表やストック情報を公共施設マネジメントや予算編成に利活用できるよう、その手法を検討する必要がある。</p>
○山根委員長	<p>質疑はあるか。 (質疑なし) 質疑なしと認め、質疑を終了する。 以上で「令和元年度安芸高田市財政分析について」の調査を終了する。</p>
② 財政運営方針・財政健全化計画について（第3次改訂版）	
○山根委員長	<p>次に「財政運営方針・財政健全化計画について（第3次改訂版）」を議題とする。執行部より説明を求める。</p>
○猪掛企画振興部長	<p>本市では、これまで財政運営方針・財政健全化計画を策定し、市の掲げる諸施策の確実な実行と持続可能な自治体運営を目指してきた。そうした中、改訂版の策定から4年が経過し、本市の状況も刻々と変化し、新たな課題やニーズに対応した健全な財政運営が求められることから、この3月に、第3次の改訂版を策定した。</p>
○高藤財政課長	<p>それでは、財政運営方針・財政健全化計画 第3次改訂版について説明を行う。1枚めくり、改訂にあたっての中段以降で、第3次改訂版の計画策定の経緯を記載している。公共施設の統廃合や事業見直しなどの最適化を図り、持続可能な財政見通しを示し、社会情勢の変化や新たな課題とニーズに対応した健全な財政運営を目指す。次に1ページから7ページは、これまでの市の財政状況、令和2年度決算見込みである。次に8ページからは、市財政の課題と今後の見通しで、(1)課題では、4つの項目を挙げている。こうした影響・状況に対応しながら、健全化を進める必要がある。次に10ページ(2)市財政の今後の見通しでは、将来にわたり持続可能な財政構造とするため、一定条件で試算し、課題も明確にして作成し</p>

ている。期間・条件では、推計期間を令和4年度から令和6年度までの3年間、対象は普通会計ベース、条件として令和元年度は決算ベース、令和2年度は最終予算ベース、令和3年度は当初予算ベース、令和4年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和3年度予算を基準に実施計画を基に推計を行っている。

②の費目ごとの考え方だが、歳入では、人口減少やコロナの影響を加味するとともに、投資的経費等の積み上げ、その他に記載があるが、基金の繰入はなしとしている。また歳出では定員適正化計画や実施計画などをもとに推計をしている。

こうした結果、11ページに移り、現状の収支で、何も健全化方策をしなかった場合の見通しとなる。上から歳入、これは投資的経費への充当特定財源を除いたもので、その下歳出だが、これも投資的経費を除いたもの。その下①と②の収支だが、令和4年度以降がマイナス表示となっている。既に投資的経費に充てる財源がない状況で、その下は投資的経費の収支、B-Aが投資的経費の執行に必要な一般財源の額。その下ア・イが歳入、歳出の合計となり、ウが合計収支となる。投資的経費を加えた収支は令和4年度以降赤字となる。次に12・13ページに移り、これまでの取り組みを継続した上での赤字解消のための新たな方策を記載している。まず歳入の確保対策で、(1)受益者負担の適正化、上下水道使用料の見直し、(2)ふるさと納税の推進、企業版ふるさと納税、(3)基金の戦略的な活用、(4)その他の財源の確保で財産の売却等、次に13ページで歳出削減対策として(1)事務事業の見直し、内部管理経費の削減、そして(2)公共施設の配置適正化。これらの対策は主に、第4次行革実施計画の内容であり、これまでの改善・改革を継続するとともに、新たな行政改革を確実に実施することが健全化への条件となる。14ページは目標効果額の一覧である。効果額は合計で16億6,200万となる。その結果が次の15ページで、健全化方策織り込み後の収支見通しとなる。令和4から6年度の合計収支、赤字が黒字となる。次に16ページ、健全化方策織り込み後の財政指標等と評価で、財政指標の経常収支比率では、今後、市税や交付税の歳入経常一般財源は減額となるが、経常支出の減少の方が大きいため、徐々に低くなると予想している。実質公債費比率は、公債費の減少により数値は急速に改善すると予想している。基金残高は、健全化織り込み後の収支を財政調整基金に積み立てた場合、令和2年度末見込で約6億円まで減少した財政調整基金が令和6年度には約10億円まで回復する見込みで、減債基金は同額で推移し、特定目的基金は微増となる。全体評価としては、令和4年度以降の収支は、特定目的基金の有効活用を含む財政健全化の方策を確実に行えば収支は黒字となる見込であるが、今後も、インフラ施設の更新や定住

	<p>などの事業を適時に安定して行っていくためには、歳入の確保とあわせた歳出の削減を確実に実施するとともに、特定目的基金も適切に管理運用していく必要がある。</p>
○山根委員長	<p>これより質疑に入る。質疑はないか。</p>
○山本（数）委員	<p>11 ページの現状の収支の見通しで、何もしなければ令和 4・5・6 年とマイナスになると言われたと思うが、15 ページの健全化方策織込み後の収支見直しを行うと基金残高が 10 億円になると説明があったと思う。健全化方策が説明の中で頭に入っていない。これから説明のある後期基本計画との関連があると思うが、何をやめたらこのようになるのか。</p>
○高藤財政課長	<p>11 ページは何も健全方策を行わなかった場合、令和 4～6 年から赤字になる。12 ページ歳入の確保がある。これをやって歳入を確保した場合、次の 13 ページ歳出削減というのがあるが、これを行った場合、それを合計したものが 14 ページになるという表になっている。先ほどの 11 ページにマイナスだったものが、確実に実施すれば、15 ページのように最終的に赤字の中が、プラスになり、令和 4～6 年においてマイナスだったものがプラスになり、それを財政調整基金に積み立てると、16 ページの四角の表の中の、基金残高が徐々に積み立てられ、最終的に 10 億円積み立てる。が予算上このようになると効果額が 16 億 6,200 万円。</p>
○武岡副委員長	<p>健全化方策を実施するというところで、歳入の確保・歳出の削減効果額が 16 億 6,200 万円。これはマックスの数字だと思うが、これの実現性だが、第 2 次改訂版も当然このようなものがあつたと思うが、目標値に対してどれだけ歳入の確保や歳出の削減ができたのか。</p>
○高藤財政課長	<p>第 2 次改訂版の成果だが、行革の実施項目とも連動するが、行革の効果だけを見て計画額と比較した場合、ある程度一定の成果は出たと思う。予算上の成果を見た場合は、災害等もあり、なかなか計画通りにはしていない。予算のずれは起こっていた。それらを解消するために、第 3 次改訂版ということで新たな目標を立て、それに沿っていかうとして出している。これまで 5 年の期間でやってきて整合性をとりにくい部分もあつたが、この度は 3 年ということで、まずはこれに沿ってやっていかうということで計画を改訂している。推計なのでずれはあるが、その都度修正をかけ、できるだけこれに合わせていくのが条件である。</p>
○武岡副委員長	<p>是非とも実行し、財政健全化に向けて尽力してもらいたい。</p>
○南澤委員	<p>12 ページのⅡ財政健全化のための方策 1. 歳入確保対策 (1) 受益者負担の適正化というところで、下水道使用料の見直しがあるが、水道の広域化の話もあると思うが、そのあたりの関連性でこの数字がその程度そのままいくのか、それともある程度吸収されていくの</p>

	か。そのあたりの見通しを聞かせてもらいたい。
○高藤財政課長	上下水道料の見直しだが、何年か前に一度見直しをかけた。その時に、20%という回答を頂いた中で、10%だった。そういったところを、その時の正規のものに合わせるということで、計画に上がっているの、これらの改革の主な内容は実施計画の中身のものをほとんど上げている。それに合わせて歳入の改善策ということで、10%のものをこちらの方に計上している。
○山根委員長	ほかに質疑はないか。 (質疑なし) 質疑なしと認め、以上で、「財政運営方針・財政健全化計画について(第3次改訂版)」の調査を終了する。
③ 第2次安芸高田市総合計画後期基本計画について	
○山根委員長	次に「第2次安芸高田市総合計画後期基本計画について」を議題とする。執行部より説明を求める。
○猪掛企画振興部長	第2次安芸高田市総合計画後期基本計画を、令和3年3月に策定している。目標年度は令和6年度となっている。概要について担当課長より説明する。
○高下政策企画課長	(資料にて説明)
○山根委員長	これより質疑に入る。質疑はあるか。
○山本(数)委員	後期基本計画は市長が任期の間に、市長の政策として行う中身になろうかと思う。まず、1点、目標だが、あらゆる施策の費用対効果を再検証してスマート行政を目指すとするが、具体的にどういったものか。行政を推進する、デジタル技術を活用した電子決裁は市役所の中の事務の効率化ではないか。安芸高田市の世界で一番住みたいと思えるまちを目指してとはかけ離れていると思うが。目標をわかりやすく説明してほしい。
○石丸市長	文章の中にあるが、「また、行政改革を促進します」。故にご指摘の点は、行革の話である。行革の話で、テレワーク、電子決裁というのが描写されている。前段の費用対効果は事業の採算を確認するというもの。それこそ、指定管理の金額面、効果を検証し、持続可能な形を模索する。それを指してスマートと述べている。スマートというのは賢いという意味である。
○山本(数)委員	新型コロナウイルス感染拡大防止と自然災害への危機対応と今後の展開に書かれている。自然災害への対応というのは、どのようなことを考えているのか。
○石丸市長	ハザードマップの点検から始まり、浸水対策に様々な対策が含まれている。
○山本(数)委員	地域住民や関係者がつながり支え合い、地域を共に創っていく体制づくりとあるが、どういうことを考えているのか。
○石丸市長	生活支援員の制度から地域振興会に至るまで、さまざまなものが

	含まれている。現時点の体制が最適ではないため、見直しがここに上げられている。
○南澤委員	10 ページに⑤産業の現状とあるが、林業では木材価格の低迷が続く中とあるが、ウッドショックで木材の高騰が続いている。現状が刻一刻と変化していくので、考慮しながら今後の施策に活かしてもらいたい。その辺の認識を聞きたい。
○石丸市長	ウッドショックは一時的な現象と捉えている。木材価格が高騰しているのが、証左。需要が上がれば、供給を拡大させるのが一般的だが、生産者が高騰が続くと思っていないが故に、供給が拡大されていない。鶏が玉子という現象はあるが、そこに乗っかることが難しい。事象は事象と捉えながら、現状を見極めて対応していきたい。
○先川委員	人口の食い止めは、全てにかかってくると思うが、目標値の27,500 人がもはや達成できない。婚活事業中止などいわゆる、人口減対策の施策などがなくなっているが、どうやって人口の減少を食い止めるかを伺う。
○石丸市長	語弊を恐れず、端的に申し上げると、食い止めようとしていない。ここにあるのは、できる限りのことをするという。残念ながら、この程度で、人口減少は止まらない。この20年、政策を打ち続けてなお、下振れである。この現実をもういい加減受け入れなければだめ。人口減少はこれからも続く、なんなら加速する、その局面に私たちは立っている。それを前提として、政策を打たなければ全滅する。それぐらい危機感を募らせてこれをまとめている。
○先川委員	びっくりするような発言だが、人口減少は放棄しているということ。国の助成にしても、人口がベース。予算が増えなくなるのでは。だけど、目標だから、当然人口減を食い止めたいという施策があるべきじゃないか。
○石丸市長	理想としてはそうだが、理想は理想に過ぎない。現実を見なければわれわれは生きていけない。
○山根委員長	ほかに質疑はないか。 (質疑なし) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了する。 以上で、「第2次安芸高田市総合計画後期基本計画について」の調査を終了する。 ここで、暫時休憩とする。
【暫時休憩 14:09~14:18】	
④JR 芸備線の現状と課題について	
○山根委員長	執行部より説明を求める。
○猪掛企画振興部長	JR 芸備線向原駅は今年6月1日から無人化されている。また、芸備線の庄原～新見間については、今後の運行のあり方や利用促進策を協議する場の設定について沿線自治体に対し JR からの申

	し出が行われている。こうした状況を踏まえ改めて JR 芸備線の現状及び利用促進に向けた取組等について担当課長から説明する。
○高下政策企画課長	(説明資料により説明)
○山根委員長	これより質疑を行う。質疑はあるか。
○山本(数)委員	JR 芸備線の利用促進の取組についての中で市長自らが JR 西日本の広島支社長を訪問されて利用促進を訴えられている。これを聞いて市長に期待したが、どのような話をされたのか伺う。
○石丸市長	正確には要望活動ではなく意見交換の方が適切である。一民間企業に対して、たとえそれがインフラ事業だとしてもお願いをするのは限界がある。ここでは双方向で何ができるのか、また、民間事業者から自治体(要望に行った4市だけでなく広島県)に対してどのような望みを持たれているのか伺った。
○山本(数)委員	<p>3月のダイヤ改正で大ピンチに追い込まれている状況にある。その時に市長が JR 西日本へ行かれており期待できると思った。広島駅に8時2分に着く便があるが、それが3月13日で廃止になり、甲立駅から広島に通う人たちの適当な便は一つだけになった。今までは選択肢が二つあったものが乗り遅れると遅刻以外にない。つまり広島へ通う手段が少なくなってきた。</p> <p>市が JR を支援する方法を考える等で話ができないか。例えば向原駅も甲立駅も駐車場が有料でありガラガラである。市営の駐車場を無料にして便の復活を要求してもらえないかと思う。</p> <p>市長に話をしてもらうために市民の声(署名)を準備している。これが用意できたら積極的に復活の要望をしてもらいたい。市長の考えを伺う。</p>
○石丸市長	<p>駐車場の件であるが、過去にも一般質問等で話が出ており何度も答えている。</p> <p>ダイヤについては、2月1日に議論した。私も改めて認識を持ったが、JR 西が現状や先行きについて厳しい認識を持っている。資料には平成27年から書いてあるが、JR はもっと前から事業としてかなり難しくなっているという認識を持っていた。そんな時に災害や新型コロナ等もあり、対応を急がないといけなくなった、これが先般のダイヤ改正の説明であった。</p> <p>そうすると元に戻すというのは遠く高い目標になっている。現実的な話としては、何とかここで踏みとどまる、ダイヤの現状維持のためだけにでも沿線を活性化させていかないといけないということを議論している。</p>
○高下政策企画課長	市民や利用者の意見は、芸備線対策協議会で意見書として定例的にまとめをする機会がある。その時に希望として意見に入れていくことができるし、今聞いたことは要望として上げていきたいと考えている。

○山本（数）委員	<p>JRは厳しいと言われていると言われたが、安芸高田市の沿線住民にとっても生活が厳しい状況に追い込まれているという現実を持って、体を張って復活に向けて努力をしてもらいたい。沿線住民も近いうちに署名を用意するので、それを持って市長に対応をお願いしたい。</p> <p>駅の無人化について、新型コロナ等で全国的に厳しい状況にあるのは聞いている。向原駅と志和口駅はJR直轄の販売の駅員だったが、甲立駅は民間会社とJRが契約して切符販売をしている。聞くところによると9月で助成が打ち切りとなると聞いたが、庄原市は庄原駅の有人販売を市直営でJRと契約して切符販売をしている。市として甲立駅だけでも有人販売を継続してもらえないか。考えを伺う。</p>
○高下政策企画課長	<p>向原駅が無人化になったので安芸高田市内の3駅の状況が変わってきたと捉えている。無人化になったからそこに人を置くと短絡的に決めることはできないと考えているので、全体の中でそれぞれのどのような位置づけをしていくかということを決める中で市の方向性を考えていきたいと思っている。</p>
○山本（数）委員	<p>今、甲立駅は有人販売の機能を持っている。一度辞めてから再開ということにはならないと思う。切符の販売の存続を市独自で考えるべきだと思うが考えを伺う。</p>
○猪掛企画振興部長	<p>状況の変化や市民の利便性のために何が最適かを勘案して検討したいと思う。</p>
○南澤委員	<p>随分前から芸備線の収支が厳しかったと話があったが、JRとしてはどれくらいの乗車率があれば維持ができるのか数値を把握していれば教えていただきたい。</p>
○石丸市長	<p>2月の時にどれくらいまで戻れば何ができるか伺ったが、前の水準でも議論ができないということだった。私の認識では平成27年くらいの水準では歯が立たない状況という話であった。</p>
○南澤委員	<p>芸備線は沿線住民にとってはなくてはならない存在だと思う。大事なものならば使わなければならないものであり、どれくらい使わなければならないのか目標が見えていないと対策ができないと思う。そのへんの数字を確認してもらってそれに対してどう対策をしていくかが、とっかかりになると思うので、調査をお願いしたいと思う。</p>
○石丸市長	<p>私もその点に非常に関心があったので伺ったが、そこは一民間企業なので回答は出なかった。ただ、その場で確認できたのは、少なくとも今の乗客数は守らないと路線の維持が困難になっていくというのは確認した。</p>
○南澤委員	<p>生活インフラと考えれば補助金という支援の可能性もあると思うが、周辺自治体でどれくらいの規模のサポートが必要なのかと</p>

	<p>いうことも含めて、今後の協議では具体的な数字を念頭に置いて話をした方が建設的だと思うのでそのようにしてもらいたいと思う。</p>
○山根委員長	<p>ほかに質疑はあるか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終了する。</p> <p>以上で、JR 芸備線の現状と課題についての報告を終了する。</p>
<p>⑤ふるさと納税の受入れ状況について</p>	
○山根委員長	<p>執行部より説明を求める。</p>
○猪掛企画振興部長	<p>ふるさと納税については、令和元年度は2億4,500万円と寄附額が大幅に伸びたが、昨年度は1億8,300万円と当初見込みを下回っている。本日は現在の寄附額の状況、令和3年度の取組等について担当課長から説明する。</p>
○北森地方創生推進課長	<p>令和2年度寄附実績は、183,469,500円、8,834件の寄附をいただいた。対前年度比では金額で25.4%、件数で52%の減少となっている。</p> <p>これまでの推移をグラフで見ると、平成27年度までは年間40件程度だった寄附件数が、平成28年10月の受付ポータルサイト導入をきっかけに大きく伸び、以後倍増している。合わせて、返礼品に登録していただいているサイコー物産の熟成鶏が、当市の魅力ある特産品として評判を呼んだ結果、令和元年度は飛躍的な伸びにつながった。</p> <p>一方、令和2年度に寄附額減少に転じた要因については、その下の部門別返礼品選択件数を見ていただくと、鶏肉の選択件数が前年度より6割減となっている。次ページに考察を記載しているとおり、鶏肉を返礼品とする寄附額を10,000円に設定していたが、令和2年1月に12,000円から14,000円の間に見直したことにより、寄附者の抵抗が生じ、鶏肉の選択件数の減少に伴って寄附総額が下がったものと考えられる。</p> <p>この寄附額変更は、令和元年のふるさと納税制度見直しにより、総務大臣が基準に適合する地方自治体をふるさと納税(特例控除)の対象として指定する制度が創設されたことを受け、基準に適合するよう見直しを図ったものである。</p> <p>指定基準の大きなポイントとしては2つ、返礼品等の調達にかかる費用は寄附額の3割以下であること、ふるさと納税募集に係る経費総額は5割以下であることである。</p> <p>令和元年度は経費総額の点で、5割を若干超えていたが、令和2年度においては返礼品等の調達に係る費用の占める割合が21.7%、経費総額が47.04%と、国の基準に適合しており、健全な事業運営ができたものと考えられる。</p>

	<p>続けて令和2年度の応援事業別寄附実績を載せている。お寄せいただいた寄附金は、「安芸高田市ふるさと応援基金」に積み立てて管理し、指定のあったそれぞれの事業を実施する際に活用させていただいている。</p> <p>今年度取り組んでいくこととしては、主に3点あげている。</p> <p>1つ目は、新たな返礼品の追加に取り組む。鶏肉やお米、元就牛など、従来からの特産品に加え、直近ではマットレスや缶コーヒーなど新たな事業者より協賛いただき返礼品の追加をした。現在登録に向け準備中のもも含め、市内事業者、関係者と連携し、引き続き返礼品追加を進めていく。</p> <p>2つ目は、ふるさと納税のPR活動を充実させていく。制度の周知やまちの魅力発信、応援していただきたい事業の見える化のほか、受付ポータルサイトを現在の5サイトから増やしていく予定としている。</p> <p>3つ目は、寄附者とのつながりづくりである。ふるさと納税で安芸高田市を応援したいと思ってくださった方とつながり、さらに当市とのかかわりを増やしてもらえる取組を検討していく。</p> <p>次に、企業版ふるさと納税について報告する。</p> <p>令和2年度は、三社より合わせて11,100,000円の寄附をいただいた。これらの寄附は、観光施設のリニューアル等に活用したほか、今年度実施の平行ワーク創出事業に活用させていただく予定としている。</p> <p>参考までに安芸高田市民の方が、他の自治体へされた寄附状況を載せている。</p>
○山根委員長	これより質疑を行う。質疑はあるか。
○新田委員	寄附者とのつながりについて詳しい説明を求める。
○北森地方創生推進課長	寄附をしていただいた方は、何らかの形で安芸高田市を応援したいと思っていただいた方なので、一回の寄附で終わらずに、その後安芸高田市の魅力のPRをして、何らかの形で安芸高田市との関係を引き続き持っていただけるような取組を検討していきたいと考えている。
○新田委員	安芸高田市にはふるさと応援の会があるので、そこの方々に再度ご協力いただく方向性を持たれてはどうかと思うが考えを伺う。
○北森地方創生推進課長	以前はふるさと応援の会にPRをしていた時期もあると思うが、今年度改めてそういったところにもしっかりと働きかけをしていきたいと思っている。
○山根委員長	ほかに質疑はあるか。 (なし) 質疑なしと認め、質疑を終了する。

	以上で、ふるさと納税の受入れ状況についての報告を終了する。
(8) 報告事項【企画振興部関係】	
①第3次安芸高田市行政改革推進実施計画令和元年度実績報告書について	
○山根委員長	<p>続いて、報告事項に移る。</p> <p>「第3次安芸高田市行政改革推進実施計画令和元年度実績報告書について」の報告を求める。</p>
○猪掛企画振興部長	<p>第3次安芸高田市行政改革推進実施計画は、平成27年度から令和元年度までの5年間を実施期間としていたが、第4次の行政改革推進実施計画がこの3月に策定となり時期が遅れたが報告する。</p> <p>詳細については、財政課長が報告する。</p>
○高藤財政課長	<p>第3次安芸高田市行政改革推進実施計画、令和元年度実績報告書について説明する。</p> <p>資料6の2ページから4ページにかけて、取り組みの成果と今後の課題をまとめている。第3次行政改革大綱の実施期間は、平成27年度から令和元年度までの5カ年で、第1次、第2次の取り組みも含め、財政の健全化、財産の有効活用、人材育成、効率的な組織機構の見直し等、一定の成果をあげた。</p> <p>3ページ、令和元年度の行政改革の取り組みによる効果額を記載している。行革の取り組みを推進したことによる単年度の効果額は、8億7,200万円で、第3次5年間の累計は、21億7,400万円の効果額となった。具体的な取り組み成果と今後の課題は、3ページから4ページにかけて視点ごとに主な項目を整理している。</p> <p>4ページ下段に、改革の方向性を整理している。人口減少が急速に進む局面にあって、交付税の減額など、財政的なリスクを抱え、今後の行財政運営はますます厳しくなってくる。我々職員は、市民ニーズの的確な把握と、課題解決には何をすべきかを根源的に考え、実行に移す力を付けていく必要があることに加え、市民からの提案や参画を積極的に求め、市民一人ひとりが住んで良かったと思えるまちづくりに向けて、第4次行政改革においても、総合力で行財政基盤の充実・強化を目指すと整理している。</p> <p>5ページは、効果額の集計表で、年度毎の計画額と実績額を示す様式としている。令和元年度の削減額は、計画額の4億8,000万円に対し、8億7,200万円の実績となった。主な内訳は、中段あたりの、ふるさと納税の推進による歳入の確保2億5,750万円、その2つ下、繰上償還の推進1億6,870万円、令和元年度の新たな効果として、中段の共施設使用料の適正化30万円があげられ、このように、効果額が算出できるものは極力数値化をし、行革効果を明らかにしている。</p> <p>6ページ以降は全63の個別実施項目の実績を取りまとめている。</p> <p>7ページは、視点1に関する主な成果をまとめている。</p>

	<p>8 ページから 9 ページにかけて、視点 1 の推進項目ごとに実績と効果額をまとめている。</p> <p>10 ページ以降の視点 2、17 ページ以降の視点 3 も同様に、主な成果と個別実施項目ごとの実績と効果額をまとめている。</p>
○山根委員長	<p>この報告について、不明な点、質疑があるか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、「第 3 次安芸高田市行政改革推進実施計画令和元年度実績報告書について」の報告を終了する。</p>
②第 4 次安芸高田市行政改革推進実施計画について	
○山根委員長	<p>次に、「第 4 次安芸高田市行政改革推進実施計画について」の報告を求める。</p>
○猪掛企画振興部長	<p>本実施計画は、第 4 次行政改革大綱を基に策定したものであり、令和 2 年度を初年度とし実施している。</p> <p>詳細については、財政課長が報告する。</p>
○高藤財政課長	<p>第 4 次安芸高田市行政改革推進実施計画について説明する。</p> <p>資料 7、2 ページ、実施計画策定の趣旨、期間、見直し、進行管理についてまとめている。この実施計画は、第 4 次行政改革大綱を基に策定したものであり、期間は令和 2 年度からの 5 年間で、見直しは毎年度行い、年度末に実績を整理するとともに、次年度以降の計画の見直し、いわゆるローリングを行うこととしている。</p> <p>4 ページ、1 の表は、大綱の体系ごと、視点 1 から視点 3 まで、項目別、実施年度別にしたマトリックス表である。表の中ほどの実施項目の合計 51 項目の中から改革項目として 20 項目を選定し、取り組むこととしている。</p> <p>5 ページの集計は、項目数の変遷をあらわす表と目標実施年度の表記の詳細を表示している。</p> <p>6 ページから 9 ページにかけて、それぞれ、視点ごと、項目ごとに具体的な改革に対する改善概要、目標効果、実施を目指す年度、所掌する部署について、全 20 項目を掲載している。これまでの第 3 次は、計画どおり実施に至っていない項目も多くあった。第 4 次では実現可能な項目を選定し実施することとしている。今後は、進行管理表による管理や、ヒアリングなどを通して、情報共有と確実な実施を図りたいと考えている。</p>
○山根委員長	<p>この報告について、不明な点、質疑があるか。</p>
○南澤委員	<p>7 ページ、施設の適正配置におけるキャンプ場について、琵琶ヶ池キャンプ場、ほととぎす遊園は譲渡、潜流峡ふれあいの里、大土山は廃止であるが、廃止の前に譲渡とか貸付の検討があってもよいのではないかと思う。廃止の方針を出している理由が分かれば教えてほしい。</p>

○高藤財政課長	担当課の方でこの方針で進めていると確認した中での計画としている。今後についても、この方針を基に、検討はあると思うが、現在は進めているものである。
○山根委員長	ほかに質疑があるか。 (質疑なし) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、「第4次安芸高田市行政改革推進実施計画について」の報告を終了する。 暫時休憩する。
【暫時休憩 15:02~15:03】※執行部退席	
3、陳情・要望等	
(1) 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書提出に関する陳情	
○山根委員長	次に、陳情・要望等の審査を行う。「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」を議題とする。 陳情書の内容について、事務局より説明を求める。
○森岡事務局長	(配付資料に基づき説明)
○山根委員長	意見等あるか。 暫時休憩する。
【暫時休憩 15:09~15:12】※意見書について協議	
○山根委員長	再開する。 意見はあるか。
○山本(優)委員	子どもの教育に関して大変重要なことであるので、採択し意見書を提出することを提案する。
○山根委員長	ほかに意見はあるか。 (意見なし) 意見なしと認め、以上で意見を終了する。 「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」の件を、起立により採決する。 本件を、採択することに賛成の諸君の起立を求める。 (起立多数) ※全員起立 起立多数である。 よって、本件は、採択すべきものと決した。 日程を追加し、意見書の提出についてを議題とする。 先ほど採択された陳情は、国へ意見書提出を要請する内容であるので意見書を提出することとする。 意見書の内容については、添付資料の参考例に基づき作成するので、委員長に一任いただきたいが、これに異議はないか。 (異議なし)

	<p>提出者については、委員全員が賛成であるので、委員会として提出したいと思うが、これに異議はないか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、さよう決定する。</p> <p>以上で、「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2022 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」の審査を終了する。</p>
4、その他	
(1) 閉会中の継続調査について	
○山根委員長	<p>次に、「閉会中の継続調査事項」について、協議を願う。</p> <p>継続調査事項案を用意しているので確認いただきたい。意見はないか。</p>
○新田委員	<p>本日説明のあった安芸高田市職員のハラスメント防止に関して取り入れることを提案する。特にハラスメントは分かりづらいので取り組む内容として追加した方がよいと思う。</p>
○山根委員長	<p>暫時休憩する。</p>
【暫時休憩 15：16～15：21】 ※閉会中の継続調査について協議	
○山根委員長	<p>休憩を閉じて、会議を再開する。先ほど意見をいただいたとおり、継続調査事項案の中に 19 番目として、人材育成基本方針に関することとして 1 件追加することに、異議はないか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>追加した一覧を継続調査事項として、定例会最終日に閉会中の継続調査事項として申し出たいと思うが、異議はないか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、さよう取り計らう。</p> <p>よって、会議規則第 109 条の規定により、議長に閉会中の継続調査を行う旨の申し出を行う。</p> <p>その他皆さんから何かないか。</p> <p>(なし)</p> <p>本日の議案審査にかかる委員会報告書の作成について意見はないか。</p> <p>(「委員長一任。」との声あり)</p> <p>委員会報告書の作成については、委員長に一任いただきたいと思うが、異議はないか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、さよう決定する。</p> <p>以上で本日の委員会の議事はすべて終了した。</p> <p>これをもって、第 4 回総務文教常任委員会を閉会する。</p>

【閉会 15 : 22】

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 総務文教常任委員長